

平成26年第5回長瀬町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
12月17日(水)	
○開 会	5
○開 議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○諸般の報告	5
○町長挨拶	6
○議事日程の報告	8
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○町政に対する一般質問	8
5番 関 口 雅 敬 君	8
1番 岩 田 務 君	17
2番 村 田 徹 也 君	24
3番 板 谷 定 美 君	36
9番 新 井 利 朗 君	38
6番 大 島 瑠美子 君	41
○町長提出議案の報告及び一括上程	45
○議案第38号の説明、質疑、討論、採決	46
・議案第38号 長瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する 条例	
○議案第39号の説明、質疑、討論、採決	48
・議案第39号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正す る条例	
○議案第40号の説明、質疑、討論、採決	49
・議案第40号 町長及び副町長の諸給与条例の一部を改正する条例及び教育委 員会教育長の諸給与に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第41号の説明、質疑、討論、採決	51
・議案第41号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第42号の説明、質疑、討論、採決	53
・議案第42号 長瀬町保育の実施に関する条例を廃止する条例	
○議案第43号の説明、質疑、討論、採決	55
・議案第43号 平成26年度長瀬町一般会計補正予算(第4号)	
○議案第44号の説明、質疑、討論、採決	59

・議案第44号 平成26年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	
○議案第45号の説明、質疑、討論、採決	60
・議案第45号 長瀬町副町長の選任について	
○議案第46号の説明、採決	63
・議案第46号 長瀬町教育委員会委員の任命について	
○総務教育常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件	63
○閉会について	63
○町長挨拶	64
○閉会	64

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第119号

平成26年第5回長瀬町議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年12月12日

長瀬町長 大 澤 夕 希 江

1 期 日 平成26年12月17日(水)

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（9名）

1番	岩	田	務	君	2番	村	田	徹	也	君		
3番	板	谷	定	美	君	4番	野	口	健	二	君	
5番	関	口	雅	敬	君	6番	大	島	瑠	美	子	君
7番	齊	藤	實	君	8番	野	原	武	夫	君		
9番	新	井	利	朗								

不応招議員（なし）

平成26年第5回長瀬町議会定例会 第1日

平成26年12月17日（水曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、諸般の報告

1、町長挨拶

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、町政に対する一般質問

5番 関 口 雅 敬 君

1番 岩 田 務 君

2番 村 田 徹 也 君

3番 板 谷 定 美 君

9番 新 井 利 朗 君

6番 大 島 瑠美子 君

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第38号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第39号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第40号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第41号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第42号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第43号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第44号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第45号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第46号の説明、採決

1、総務教育常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

1、閉会について

1、町長挨拶

1、閉 会

午前9時開会

出席議員（9名）

1番	岩	田	務	君	2番	村	田	徹	也	君		
3番	板	谷	定	美	君	4番	野	口	健	二	君	
5番	関	口	雅	敬	君	6番	大	島	瑠	美	子	君
7番	齊	藤	實	君	8番	野	原	武	夫	君		
9番	新	井	利	朗	君							

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	夕	キ	江	君	副町長	平	健	司	君	
教育長	宮	原	利	定	君		会計 管理 者	大	澤	彰	一	君
総務課長	福	島	勉	君			企画 財政 課長	齊	藤	英	夫	君
税務課長	林	宜	子	君			町民 課長	野	原	寿	彦	君
健康福祉 課長	染	野	真	弘	君		産業 観光 課長	中	畝	健	一	君
建設課長	横	山	和	弘	君		教育 次長	若	林	実	君	

事務局職員出席者

事務局長	青	木	正	剛	書記	枿	原	秀	樹
------	---	---	---	---	----	---	---	---	---

◎開会の宣告

(午前 9 時)

○議長（野原武夫君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成26年第5回長瀬町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は9名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成26年第5回長瀬町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（野原武夫君） これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由に願います。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（野原武夫君） 本定例会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により、提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎諸般の報告

○議長（野原武夫君） ここで諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成26年8月から10月に係る現金出納検査及び定例監査の結果報告を受けております。その写しを皆様のお手元にご配付してありますので、ご了承願います。

9月19日に、埼玉県議会議事堂で「議員政策研修会」が開催され、出席いたしました。

10月1日に、秩父市役所吉田総合支所で「秩父地域議長会第2回定例会」が開催され、副議長関口雅敬君ともども出席いたしました。

10月1日に、横瀬町町民会館で「合併60周年、町制施行30周年記念式典」が開催され、出席いたしました。

10月4日に、横瀬町町民会館で「第20回地域安全大会並びに第21回秩父地区暴力排除推進大会」が開催され、出席いたしました。

10月8日に、横瀬町町民会館で「第22回ちちぶ定住自立圏推進委員会」が開催され、出席いたしました。

10月12日に、下吉田の棕神社境内で「龍勢観光祭」が開催され、副議長関口雅敬君ともども出席いたしました。

10月20日から21日にかけて、千葉県いすみ市で「秩父地域議長会正副議長行政視察」が開催され、副議長関口雅敬君ともども出席いたしました。

10月31日に、秩父地方庁舎で「道議連・水森議連・公共交通議連第2回役員会」が開催され、副議長関口雅敬君ともども出席いたしました。

11月6日に、長瀬町観光協会で知事のとことん訪問があり、出席いたしました。

11月11日に、埼玉県庁で「道議連・水森議連」による県への要望が行われ、出席いたしました。

11月12日に、渋谷区のNHKホールで「第58回町村議会議長全国大会」が開催され、出席いたしました。

11月13日に、皆野町文化会館で「優良従業員表彰式」が開催され、出席いたしました。

11月16日に、ちちぶ花見の里で「第21回ちちぶ荒川新そばまつり」が開催され、出席いたしました。

11月17日に、各省庁におきまして「道議連・水森議連」による国への要望が行われ、出席いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。



◎町長挨拶

○議長（野原武夫君） 本定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶のために発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） おはようございます。12月定例会開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、平成26年第5回12月定例町議会を招集申し上げましたところ、議員全員のご出席を賜り、開会できますことに厚く御礼を申し上げます。

第47回衆議院議員総選挙が行われ、小選挙区295人、比例代表180人の合計475人の議員が選出されました。今回の総選挙は、景気や雇用、原発問題、集団的自衛権など数々の課題がある中、争点が定まらない選挙戦でございましたが、結局のところ自民・公明の現政権の勝利となったわけでございます。引き続き政権を担うことになった自民・公明には、今回の選挙における民意を十分酌み取っていただくことを期待しております。

9月27日、長野県と岐阜県の県境に位置する御嶽山が噴火し、連日自衛隊、消防、警察合わせて1,000人規模の体制で救出救助、捜索活動を実施しましたが、死者57名、行方不明者6名、さらに農業、観光など各方面への多大な影響、被害がありました。

最近では、熊本県で阿蘇山が噴火、長野県では神城断層地震が発生し、大規模な被害や警戒情報が発令されました。

さらに、12月6日に西日本地方に降った大雪では、各地で被害が発生いたしました。

特に徳島県では、倒木などによる交通遮断や停電が発生し、孤立集落や連絡のとれなくなった方もいるとお聞きし、大変心配されたところ です。

当地方を襲った2月の大雪のことを改めて思い出し、当町におきまして不測の事態に備えてまいりたいと考えております。

災害でお亡くなりになりました方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、けがをされた方や建物などが被害に遭われた皆様へお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧復興をお祈り申し上げます。

さて、ここで、9月定例会以降における主な事項についてご報告申し上げます。

最初に、総務課関係について申し上げます。

10月26日、毎年冬の火災シーズンを前に実施しております「消防団特別点検」を第一小学校の校庭で行いました。

議員の皆様を初め、大勢の来賓の方のご臨席を賜り開催いたしまして、消防団員によるポンプ操法や放水演習等、日ごろの訓練の成果を遺憾なく発揮した姿を見ていただき、安心するとともに、改めて消防団員の皆さんの不断のご努力に敬意を表した次第でございます。

次に、10月29日に、町の表彰規程に基づく自治功勞表彰を行いました。長年にわたり各種委員等につかれ、地域社会の発展と福祉の向上に貢献されました方など、15名の方を表彰させていただきました。

次に、健康福祉課関係について申し上げます。

10月22日、23日の2日間にわたり、「長瀬町敬老会・高齢者のつどい」が、長瀬有隣倶楽部で開催されました。慶事に該当された高齢者の皆さんをお招きし、大勢の関係者の方々に出席していただくことができました。

両日とも、午前中に敬老会式典、午後は老人クラブ連合会の役員による実行委員会方式での「高齢者のつどい」が行われ、楽しい一日を過ごしていただきました。

これも議員の皆様を初め、多くの関係者の皆様のご協力のたまものと、改めて御礼を申し上げます。

また、新型インフルエンザ等への対策につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成26年6月に改正されたことにより、長瀬町新型インフルエンザ等対策行動計画を策定いたしました。今定例会においてご報告させていただきたく、既にご配付させていただきましたので、ご了承をお願いいたします。

次に、産業観光課関係について申し上げます。

10月11日は、旧新井家住宅駐車場と花の里周辺で、長瀬町商工会青年部主催による「第12回ふれあいフェスタ長瀬」が開催されました。当日は天候にも恵まれ、熱気球、N級グルメ大会などの催し物に、大勢の皆様のご参加をいただきました。

次に、11月14日から11月30日までの間、長瀬町観光協会主催による「月の石もみじ公園ライトアップ」が月の石もみじ公園で行われました。また、これに合わせて「長瀬紅葉ライトアップ」が埼玉県立自然の博物館、宝登山神社周辺でも実施されました。ことしは、期間中テレビなどのマスコミに取り上げられたため、大勢の来客を得ることができました。関係者の皆様にはお骨折りをいただき、ありがとうございます。この事業により一層の観光振興が図られたと確信をしております。

以上、今定例会までの主な事業等の報告を終わります。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、条例の制定、改廃案5件、補正予算案2件、人事案2件の合わせて9議案でございます。

これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明申し上げますので、ご了承いただきたいと存じます。

いずれも、町政進展のため重要な案件でございますので、十分にご審議いただき、ご議決、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましてのご挨拶といたします。

本日は、よろしくお願いいたします。



◎議事日程の報告

○議長（野原武夫君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。



◎会議録署名議員の指名

○議長（野原武夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、議長からご指名申し上げます。

3番 板谷定美君

4番 野口健二君

5番 関口雅敬君

以上の3名をご指名いたします。



◎会期の決定

○議長（野原武夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から18日までの2日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から18日までの2日間に決定いたしました。



◎町政に対する一般質問

○議長（野原武夫君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

お手元にご配付してあります一般質問通告一覧の順序に従って発言を許可いたします。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭にご発言いただきまして、議事の進行にご協力いただきますよう特にお願い申し上げます。

それでは、最初に5番、関口雅敬君の質問を許します。

5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） それでは、通告に沿って質問をさせていただきます。

1番、選挙公約の進捗状況と予算編成について町長に伺います。

大澤町長は、町長就任後1年5カ月が経過するところです。町民の皆さんに多くの公約を掲げましたが、

現在の進捗状況と公約の中で最も重要視している項目を実現するための来年度予算編成について伺います。

また、公約は「任期中にしっかりやらせていただきたい」と発言されています。現在のスピードで間に合うのか伺います。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の質問にお答えいたします。

私の掲げました選挙公約の進捗状況と最も重要視している項目実現のための予算編成、また公約が任期中に実現できるのかとのご質問でございます。

1点目の進捗状況でございますが、私の掲げました選挙公約は7分野38項目となっております。現在の進捗状況は、達成済み、実施中、段階的に実施中のものが27項目で、全体の約71%となっております。残りの11項目につきましては、現在検討中や調整中でございます。

2点目の最も重要視している項目の実現のための新年度予算編成でございますが、公約で掲げております項目は全てが重要と考えておりますが、中でも現在計画的に実施しております魅力あるまちづくり総合整備計画の実現が大きな項目でありますので、積極的に推進してまいりたいと考えております。

平成27年度の予算編成においても、魅力あるまちづくり総合整備計画を最重要事業として予算編成を考えております。

また、現在のスピードで間に合うのかとのご質問でございますが、まだ実施していない残り11項目の中には来年度実施する予定で進んでいるものもございます。

また、調整中のものでも任期中には達成できるよう計画的に実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 今の答弁では、数字を並べてもらっただけで、何が何だか全然これではわかりません。

そして、でき上がったというような発言もありますけれども、何ができて、町長は何を一番やりたい、項目も魅力あるまちづくり総合整備計画という話が出ましたけれども、ほかの案件については何という言葉が全然なくて、数字だけでだと並べられたのでは、何ができて何ができていないのか、私たちにははっきり全然見えていません。

私が、町長が就任してからいろんな方とお話する中で、町長選でいろんな約束をしていたようだけれども、できているのかいなという質問を結構されるのです。私は、何と何を町長が皆さんと約束したかはっきり覚えていないので、私から答えられませんという話をしているのだけれども、ではぜひどの程度でこうにでき上がるのかしっかり調べろよという激励の言葉もいただいている、私も今度の予算編成に町長がこれをやりたいのだという話を出してもらわないと、今並べているのでは総花的に予算を今までと同じようにくっつけたのでは、町長がいろんな約束したのが実現できないのではないかと心配しているのです。

私ももし町長がこれをやりたいというので、いいことだったら一生懸命応援しながらやりたいと思っているのだけれども、今の答弁ではこの中にいる人、全然何が何だかわからないと思います。何ができて何ができない、数字で27項目できて、11項目はまだやるのかやらないのか今検討中だとかといったのでは、何ができたのだから、公約の中にいろんなのがあったでしょう。一つ一つ私が並べるわけにいかないの、

全部覚えているわけではないから。だから、こういう通告で、さっき議長も言うように具体的に簡単にと
言っていて、一生懸命こういうふうにやったって、町長のほうから数字だけならと並べてやられたので
は全然わからないです。

もう一回最初の答弁に戻ってでも、何ができて何ができていないのかというのをはっきり教えてください。お願いします。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員の再質問にお答えをいたします。

現在進めているものについて、まず初めに申し上げます。実施済み、実施中のものは17項目でございます。

まず、町長の給与50%カット。年間を通して花と緑の美しいまちづくりを推進する。放課後児童クラブ
への助成金を支給する。子育て総合窓口の設置や子育て訪問事業の実施。不妊治療に要した費用の一部を
助成する。ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種費用の全額補助。子育て支援センターの機
能を充実させる。学童保育を充実させ、しっかり支える。ひのくち館のさらなる活用を進める。高齢者が
安心して暮らしていけるよう、地域包括支援センターの充実を図る。共生施設を整備し、障害者の就労支
援や高齢者の介護予防や交流促進を進める。高齢者の身体機能維持や向上を目指す2次予防事業の実施。
第二小学校の統廃合は絶対にしない。さわやか相談員の中学校への派遣。特別支援教育支援員を小中学校
へ配置する。冬場の矢那瀬地区児童への登下校を支援する。長瀬町は今後も婚活に力を入れる。

以上、17項目でございます。

続きまして、段階的に実施するものは10項目でございます。

まず、無理、無駄を省き、財政健全化をさらに進める。そばのまち長瀬をアピールするため、遊休農地
を借り上げソバを栽培する。魅力あるまちづくり総合整備計画を推進する。ひとり暮らし高齢者や生活困
窮家庭に対して、地域保健福祉活動を推進する。観光地長瀬の特色を生かした特産品の開発をする。団体
企業の協力をいただき、宝登山四季の丘のより一層の整備。観光協会との連携を密にし、きめ細かな情報
発信をし、外国人を含めた観光客を誘致する。南桜通りの問題解決を図る。旧雇用促進住宅野上宿舎のよ
りよい活用を図る。若い層の人たちが第二小学校区域に住んでもらえる施策を図る。

また、まだ実施されていないものでございますが、ただいま検討中、調整中の項目11項目でございます。

まず、子供の声が聞こえるにぎわいのあるまちづくり。子供の遊び場であるとともに、大人の健康保持
のための公園をつくる。郡内スポーツ施設の使用料の格差をなくす。これにつきましては、ただいま助成
を検討しております。まちづくり大賞の実施。これは、花いっぱい運動の一環としてでございます。女性、
子ども議会の開催。開催時期ですとか、方法等をただいま検討しております。花のまち長瀬を応援するた
め各地区に花の種等を配布し、美化推進を図る。農産物の販路拡充を図る。現在農産物直売所等の設置を
検討しているところでございます。矢那瀬地域の開発。矢那瀬地区活性化検討委員会が立ち上がりました
ので、協議をしているところでございます。ながとろ苑との連絡を密にする。日本ジオパークを生かした
観光振興。ソバの花を楽しみながら地元産そばを食べてもらう。若者の安住促進。

以上の11項目でございます。

それから、最重要課題と位置づけております、魅力あるまちづくり総合整備計画の平成27年度の予定で
ございますが、現在予算はまだ検討中でございますので、あくまでも予定でございますが、4事業の1億
円を予定をしております。これにつきましては、この4事業は、まず第1が幹線1号線南桜通りです。こ

の改良工事。続きまして、蓬莱島公園整備事業、これは継続でございます。それから、井戸地区の公園整備、これは新規。また、野上宿舎跡地利用、こちらも継続でございます。

以上の4事業を重点的に予算を組ませていただきたいと思いますと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） それでは、今話をしてもらってメモをとっているのだけれども、このメモは前大澤町長が全部やってきたのをただ引き継いで、でき上がっていないから、それをずらずらずらっと並べているだけであって、町長が町長選挙で公約としてやりますという皆さんとの約束と、私が今聞いて、えっ、こんなのかいなと思いました。大澤町長のことを引き継ぐということは、私も聞いて知っております。ちっとも新町長のカラーなんて出ていないではないですか、どこへも。子育て支援だ、年寄りだとかというのは、そんなのはもう前からやっていることで、全然新しい事業になっていない。例えば矢那瀬に駅つくとか、そういう話も出たわけです。そういう進捗状況を皆さんが知りたいと思っている。あと、橋をかけるということも言っていますよね。そういうの全然今だって出ていないではないですか。

だから、私はどの程度進捗状況が進んでいるのかなと心配しているのだけれども、今並べてもらったのは前町長がやってきたことをただ引き継いでいるだけの話です。それは、町長の町長選挙のときの公約にもありました。前の町長の意思是引き継いでいくという、それは約束を守っているのでしょう。だけれども、今並べてもらったのは全部前の町長からやっていることではないですか。できていないのだから。

私が一番ひっかかったのは、長瀬町を観光立町にするのだというお話。財政健全化、これは本当に大事な話を町長選挙で公約に掲げて、これをやっていくのだなと思ったから、頭の中にその2つが2本柱ぐらいで私はあるのさ。あとは、もうできっこないなと。橋をつくるといってもできない。矢那瀬に駅をつくるといたってできないだろうなと思っていたから、そんなに私はここでどうしたのですかと聞かないで、できればできたのがいいのしょうけれども。そういうことで、町長はこれをやるのだ、これをやるのだと、そばのまちにするのだと言ったけれども、今ソバを見ながらそばを食べるのだという話があったけれども、町長も以前経済観光常任委員会で上野村に私は道案内をしました。そのときに上野村で、そのソバの話を勉強したときに、町長もあそこで質問をしていたのを覚えているのだろうとは思いますがけれども、あの上野村でソバをあんなにやっていたって、本当に何%しかこれは使えないと。あとはみんな輸入だ、よそから買ってくるのだという話をしている、私この長瀬町にソバの畑をつくって、そばを食べて、ソバの花を見ながらそばを食べて、本当にそういうのができるのかいなと。観光立町にしていく、何を、今ジオパークと言いましたけれども、ジオパークといたって、全然そのジオパークできていないではないですか。予算にもそういうジオパークは出てこないではないですか。

私は、議員になったときから、もう本当に何回もこの議会でも言いますけれども、私が東京の高校に通っているときに、向こうの人たちは長瀬はよく知っているのです、秩父は知らないけれども。私秩父から東京の高校に行っていたので、秩父って知られていないのです。途中の長瀬というのはみんな知っているのです。今現在も、もう職場を離れて家族と一緒に昔行った長瀬、それであそこで鉛筆立てを買ったり、ブロマイド立て買いに行くよという連絡をもらうけれども、そういうのもない。だから、ジオパークという言葉は私は使いませんでしたけれども、長瀬はこの岩畳を売ったほうがいいのですよという話も以前からして、そうしたらジオパークという話が出てきました。私は久喜市長の本当に側近の方から呼ばれて、この話もさせてもらいました。ジオパークというのをやるから協力してくれという話もいただきまし

た。そういう中で、町長が観光立町、絞って言います。観光立町、財政健全化、この2つだけでも進めていかななくてはならない。この前の予算審議のときにある議員が、そんな財政のことを気にしていたのでは町長の公約は果たせませんよと、応援が出たわけです。だから、私は心配しているから、今度の予算にもどういふのをつけて、どういふ実行を果たすためにやるのかという質問をここでしておかないと、もう次は3月の予算になってしまいます。もうそろそろ私たちも改選の時期ですから、私もここから発言ができることを望んでいるのだけれども、約束できませんから、ここで聞いて、皆さんのために何とかなるように。町長、もっと具体的に答弁してください。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再々質問にお答えいたします。順が不同になるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

財政のお話でございますが、長瀬町はご承知のとおり将来負担比率が128.2%と県内で最下位になっております。そういった中で、非常に将来の厳しい財源の中で起債残高が高いということが、基金等の充当財源が少ないということが、これが一応将来負担率が高いという原因になっているわけでございます。

起債につきましては、後で交付税に算入される有利な起債の活用や、少しでも金利の低い借入先からの借り入れ等を行って、また起債の借入額より償還金額を多くして基金の増額を図るなどの対策を図って財政の健全化を推進してまいりますとともに、歳出では事業の見直しや緊急性、優先度などを考慮して財政の健全化を図っていくつもりでおります。

また、ソバにつきましては、議員もご承知だと思いますけれども、中野上地区に業者と申しますか、ご承知の法人の方が1名手を挙げていただきまして、3,000平方メートルに秋ソバをまいていただきました。初めてということでございますので、90キログラムの玄ソバが収穫できたというのは、これは初めてにしては上できなのではないかなと思っておりますのでございます。まだまだ畑を貸したいという方がたくさんおまして、それに対応できるかどうかは今課題でございますけれども、順次そばのまちにしていきたいと思っておりますのでございます。

それから、また矢那瀬地区の駅というお話でございますけれども、私は前の議会でも申し上げたと思うのですが、矢那瀬に駅をつくるという話は実はしていないのです。駅ができたらいいなということは申し上げましたけれども、駅をつくれますという話は私はしておりません。なぜかそちらのほうの話が先行してしまいまして、私が矢那瀬に駅をつくると言ったというお話がございますけれども、私は一度もそういう話はしておりませんので、ここはご承知おきいただきたいと思っております。

また、ジオパークにつきましては、これは定住自立圏の中で取り組んでおります。特に来年の7月にはジオパークに関連をした秩父、大滝からずっと荒川まで、また横瀬、小鹿野、全部入れたジオパークの音楽祭をやろうということで、今話が進んでいるところでございます。長瀬町だけではなくて、秩父地域全体でジオパークを盛り上げていこうということで、さまざまな計画を今しているところでございます。

それから、橋につきましてはでございますけれども、議員もご承知のとおり、私の申しております橋につきましてはさまざまな規制があるわけでございます。それがどういふことになるかなというのが一番の課題でございますけれども、今政府で進めてまいっております地方創生の中で特区というようなお話も出ております。そういうようなことが利用できて、その課題をクリアできればできるのではないかと。まだ、これから取り組み始めているところでございます。

また、12月11日に岩崎先生の県議会傍聴に行つてまいりました。その席で岩崎先生が、秩父地域振興セ

ンターと北部地域振興センターで地方創生を推進するプロジェクトチームを新設したらどうかというご提案をされました。その中で、上田知事も全く同感であるということで、そういう形をとらせていただきたいという発言をしております。これが動き出せば観光、農林産業等の地方創生会議に必要な主力メンバーを県から派遣してもらって、そこで議論を闘わせて、それを県にまた持ち帰って、また送り返してもらうというようなことができるのではないかなと思っております。そういった中で県にもご協力を願ひ、国にもご協力を願ひ、でき得ることなら私も橋はつくりたいと思っております。

ただ、来年度の予算にはまだ時期尚早かなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） では、会議規則が3回ということで、4回目も私は今の答弁では全然わからないまま終わってしまうのが非常に残念なわけですが、これ以上質問しても多分こっちで思うような答弁が返ってこないで、また次回にこれを引き継いでやっていきたいと思ひ、次の質問に入ります。

2番、消防団特別点検の実施方法について町長に伺います。10月26日に第一小学校で消防団特別点検が行われました。消防団員は災害時に万全を期すため、機械器具点検や消防操法訓練を日々行っており、こうした活動を見ることにより消防団活動に対し一層理解を深めることができ、災害時に地域の消防団員との意識の共有が図れると思ひます。

そこで、特別点検の日にあわせて、災害時に備えた招集訓練の一環として、特に町幹部職員や消防後援会の理事でもある区長さんに点検会場に集合していただき、多くの皆さんが消防団員に声援を送っていただけるような特別点検にすべきと思ひますが、考えを伺います。

また、ことしは特別点検とごみゼロ運動が同日に実施されました。事業が重ならないよう日程調整ができなかったのか伺います。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

毎年秋に行っております消防団の特別点検は、私が点検者となり、消防団員の職務遂行に必要な人員、服装、訓練、礼式、機械器具、消防操法等の総合的な点検を行い、消防活動に万全を期すことを目的に実施しているものです。

関口議員のおっしゃるとおり、特別点検は消防団員の皆さんが日ごろの訓練の成果を披露する機会でもありますので、大勢の方にごらんいただくとともに激励いただければ、団員の士気の高揚につながるものと思ひます。現在は、議会を初め、全員の行政区長さんが兼ねております消防後援会の役員の方や、団幹部のOB、消防団と密接な関係にある常備消防や警察関係者の方にもご案内をしているところでございます。

町幹部職員も点検会場に集合し、声援を送ったらどうかというお話でございますが、秋口は郡内で秋祭りなどが開催され、そちらのほうに出向く職員もいます。また、幹部職員はかつては地元の消防団で活動していた職員も多く、現在でもOB会などに参加していたり、日ごろから訓練時の激励なども行っていると聞いております。

次に、ことしは特別点検と行政区にお願ひしておりますごみゼロ運動の日程が重なったということは、配慮が足らなかったと感じております。特別点検の日程は、年度当初の消防団幹部会議で決定し、消防団秩父支部での会議で日程確認し、支部内で極力重ならないよう配慮し、最終的に決定をしております。ここ数年長瀬町消防団の特別点検は11月の第1週で実施しておりますが、ことしは埼玉県消防操法大会や

全国大会の関係で1週早めたものでございます。

また、ごみゼロ運動もほとんどの行政区で年間行事として10月の最終週と決めていただいているところが多いようですが、行政区の中では特別点検に合わせて地区内の清掃活動を実施しているところもあると聞いております。

以上のような理由から日程が重なってしまったものでございます。

しかしながら、今回のケースだけでなく、町の大きな行事につきましては、各課、関係機関と横の連携を今以上に密にし、可能な範囲で日程調整を図っていくよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 今の答弁の中に、私と同じ考え方を多少持っているということであります。

先ほど町長は、町長の挨拶の中で、消防団特別点検には大勢の皆様に参加をしていただきという言葉が出てきました。これは、会議録にこの挨拶が文字として載れば、後から読んだ人が、あの消防点検のときには大勢の人が参加をして消防団員を激励しているのだらうと判断する文言になります。実際当日どうでしょう。私はがっかりしました。区長会長でもあるトップ、いない。ほかから秩父消防署、秩父警察署並びに関係消防の関係者の方は大勢見えているのにもかかわらず、町の間、あそこのテントの下にいたのはほとんど議員だけではないですか。

今言うように、ほかの他町村の地域のお祭りがあるから幹部職員はそっちに出向いている。実際そうでしょうか。私は、議会だって、あの日議長もほかのところのお祭りに呼ばれて、私は副議長で代理であつちに行けという指令もないぐらいな日程なのだと思うのです。町長だって、議長と同じようにあそこで消防団の点検が終わったら、呼ばれている場所に行って任務を続けてくることができるのだらうと私は解釈をし、あの10月26日に消防団員が朝6時のサイレンから集まって、我々が点検を見たのは大体お昼ごろまで。そして、彼らはまだその後片づけがあるわけです。そこまでみんな一生懸命努力しているにもかかわらず、あのテントの下は議員、あるいはほかの場所から招待された関係者だけ。この町は、本当に災害時、私はこの本来は災害の質問をしようと思っていたのです。でも、この10月26日の消防点検は、もう前の町長から私は言っている話と同じで、意識が全然薄いのです。消防OB隊に入っているから、ふだんそういうのをやっているからいいでしょうではなくて、あの特別点検の日には本当にここの執行部の皆さんと我々議員全部があそこに集まって、そういう意識がないのでは、私は本当に消防団員に申しわけないと思いました。

また、8月の県の大会、長瀬町の消防団員が出るにもかかわらず、応援に行った人は本当にごくわずか。私は思っていました。総務課の担当の方に、私は車にもし乗れないのだったら頭数から減らしてもいいですよ、少ないと困るから申し込んでおくけれども、多過ぎて困るのだったら減らしてくださいねと言って参加を申し込んでおきました。調整人数でいいと思ったのです。当日バスが来ました。乗車したのは5人。私を減らして乗用車で行けばいいではないですか。町はそのぐらいの意識なのです。

だから、町長。町長が新町長になったのだから、さっきからいろんな挨拶の中で、災害時にはどうのこうのという話があるのだったら、もっと日ごろから消防団員の活動に対して自分の部下である執行部のここの幹部職員に出ると、これが災害訓練の一環だということで集まったらどうでしょうか。

さっきも賛成していただくような話があったけれども、こんなのは基本だと思います。消防団員に対しても。何がぶつついた、もしぶついているのだったらぶつついた理由を言ってくださいよ。例えば副町

長だって、去年もおととしもあそこへ出ていたわけです。ことしはいないです。そんなに重要なのがあったら、では町の災害とほかの地域の村祭り、村祭りというか、祭りがぶつついて、そっちを重要視するほどのお祭りがあったのでしょうか。私は本当に残念でなりません。

ここにも通告で書いてあるように、町の消防団の役員でもある区長会、区長さんが何人出たのでしょうか。大勢参加したというけれども、実際何人出たか発表してください。私は、そういうことでこのごみゼロをこの日にぶつけてやる、あくびしている場合ではないよ、一生懸命やっているのに。

〔あくびじゃない、動いているんです〕と言う人あり〕

○5番（関口雅敬君） そんなぶつつける、課長会議というのは、前はよく大澤町長は、課長会議で、課長会議でという話を私にしてくれました。今回はないのでしょうか、そういう課長会議が。課の統廃合をして、もとへ戻して、課を今度はもっと横の連絡ができるように人数がふえた。全然変わらない。もっとふだんの意識から災害時のこの消防団を中心にするので、避難訓練もこの町はやっていない。町全員が、私たち議員はいつどうやって集まるか、もう一回もないのです。この大雪のときにも、ある議員が議会事務局に集まったほうがいいのではないかと行ってくれたそうです。私も同じような思いでいます。そういう中で、全然意識が薄過ぎるのだと思うのです。

町長、この2回目の質問で結論が出るようにはっきり答えてください。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再質問にお答えをいたします。

大勢という言葉でございますが、その大勢の基準がどこにあるのか、私もわかりません。ただいま関口議員のほうから、よそから関係者に大勢おいでいただいたというお言葉をいただきました。町のほうの人たちは少なかったという話で、その基準というのが私もちょっとわかりかねますので、そちらについてはまた課長のほうからお話をさせていただきたいと思います。

災害時の話が出てまいりました。災害と申しますと、2月の大雪がすぐ頭に浮かぶわけですが、長瀬町の管理職、課長、主幹でございますが、現在課長が12名おります。主幹が16名おります。その中で課長12名中11名は町内でございます。主幹16名中13人は町内に。残る4名が町外からということでございますが、課長級の1名、町外というのは、これは指導主事でございますので、教育委員会のほうでございます。その中で、大雪のときに招集をかけたわけですが、幹部の皆さんは徒歩や車で町のほうにおいでいただきました。今後は、遠方から通勤してくる職員も多分多くなるかもしれませんが、またそちらについてはこれからの課題となるのではないかと思います。

しかしながら、今現在のところではこのような状況で、いざというときには歩いてこられる、車で来られるという方がほとんどという状況の中におります。そのほとんどの方、90%、100%と言ってもいいのでしょうか、消防も皆さん経験をしていただいている職員でございます。その中で、10月26日は本当に少なかったというお話でございますが、先ほども申し上げましたとおり、区長会の会長さんがいなかったという話、これはごみゼロと同じ日であったということで、区長さんたちの参加が本当に少なかったわけでございます。来年からは、このようなことのないようにしていきたいと思っております。

また、議員の皆さんがその災害時に何をしたらよいかかわからないというお話でございますが、これは議員の皆さん、議会のほうでお決めいただいて、私たち議員はこのようなときにはこのように行動させていただきますというものを出示していただくのが筋ではないかなと思っております。私も執行部のほうから、議員さんにこうしろ、ああしろということではなくて、そちらのほうからお話をいただき、それをお

話し合いを持つ、それが一番の私は筋ではないかなと思っております。

また、ちょっと私も10月26日にどういう事業があったというのがぱっと出てこないのですけれども、ともかく10月26日はさまざまな事業がございました。あちらこちらに皆さんに行っていたわけてございまして、誰がどこに行ったかというお話をされても、ちょっと私としてはここで申し上げられないのですけれども、そのような状況の中で来年度はしっかりとそのようなことのないようにさせていただきたいと思っております。

区長さんの人数をというお話でございますが、これ私は把握しておりませんので、今課長のほうから人数は話させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 関口議員の町長への質問に対しての補足でございますけれども、当日10月26日の特別点検の際の区長さんの出席につきましては1名だったと記憶しております。

また、消防後援会の幹部の皆様につきましては複数、そのほか見えたり、OB隊の部の出身の人も見えておりました。また、消防団員の家族等の方も応援に来たりして、テント下には来なかった方もいらっしゃいますけれども、そんな状況だったかと思えます。

当日点検とごみゼロが重なってしまったことは、町長の冒頭の答弁の中で申し上げましたが、日程調整の関係、また各行政区で日程が既に例年行事として決まっているようなこともありましたので、今回そんな状況でした。

通常ですと11月の第1週というのが消防の特別点検ということでございますので、来年以降はもっと積極的にご案内申し上げたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 今総務課長が言った、来年以降はもっと招待状を出すということでしょうけれども、招待状ではなくて、私が言いたいのは、その消防の点検の日に合わせて、ふだんから各地域でやる災害避難訓練ではないけれども、こんなプランは町で考えてもらって、こういう役職の人がこの消防団点検に合わせてあそこに集合をかけるとか、そういうのをもっとプランニングをしっかりとしないと、今の町長の話を聞いていて、本当に私は災害時の件にはあきれます。議会は議会でやってこいと。そして、こっちへ出せばと言うけれども、我々には執行権というのはないのです。

だから、だからではないですよ。だから、そっち側からも10月26日にここに集まろうという、それをやったらいいではないですか。それを私は提案しているのです。議会で勝手につくっていいというのだったら、私はもう皆野の事例もいただいているし、ほかの町村の事例もいただいているから簡単につくれます。ただ、町と合わせるのは議会だけではできないのだから、それは執行者の執行権を握っている人がそれを使わなければ、ある災害、災害というか大雪のときに議員が出て行って、ああだれ、こうだれって、言っではいけないようなことまで言うってしまうような騒ぎになってしまうのです、町長。町長がそういう丸投げみたいなことを言っているから統制がとれないのです。しっかり責任者として、災害時には音頭をとってもらうのだから、そのぐらいは言わなければだめです。

それと、日程調整、日程調整と言っていますけれども、課長会議というのがあって、課長会議って年間に何回やるか、私は見たことがないからわからないけれども、もしぶつつくのなら、そこで言えば

いいではないですか。例えば私たちの行政区は、私ちょうど班長をやっていますから、町からこういうふうにもたごみゼロやれという通知が来たのだけれども、この日と言ってきているからこの日にやりましょう。私は、ここぶつつくから班長としても途中までしか出られませんよというのをやって日程を組むのだけれども、その通知を出す前に、例えば区長会長あたりからだって、そういう私と同じような意見が出てもいいのではないですか。ぶつつくから、これでは困ると。そういう話し合いが持っていないのではないですか。だから、災害時にお祭りが大事だとかという話になってしまうけれども、私が言うのは10月26日に消防団が点検であんなにふだんから夜練習してやっていて、10月26日に点検をやるのだったら、その日にそこに合わせて訓練、町長が指揮者なのだから、両方忙しいだろうから、副町長もいるのだから、副町長であそこに集まった人でそういう意識だけでもみんなで共有するというのが私は大事なのだと思う。さっきから、町長答弁になると、自分ではなくてみんなあっちが悪い、こっちが悪いというようなことを言っているけれども、まとめるのは町長なのです。勝手に集まっていいというのなら、もう勝手にどんどんやりますよ、私だって。勝手にやっけていいというのだったら。

それでは全然意味がないから、町の一本筋の通った訓練をやっけて、そこからみんなが区長さんでも何でも、ああこうなのだと見て、自分のところへ帰って、またそれをやればいいのだから、まずその一番大事なスタートの地点を、毎年やっている消防団を応援しながら、一石二鳥になるのでやっけてほしいということで私はこの質問をしました。最後まとめてください。随分もういい意見が出ていますから。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

先ほど私の言い方が悪かったのか、ちょっと伝わらなかったようでございます。議会は議会で練っていただいて、執行部と調整をして、議員はこういうことをやりますよというのを決めていただくというのをこれ議会で、議員の皆さんで練っていただくのです。これは、よそのまちでも多分そうにしていると思います。

以前私もよそのまちに視察に行ったときに、議会は議会としてこのような行動をしますというものを出して計画をしっかりと立てて、その中で執行部のほうに議会としては非常時のときにはこういうことをしますよということをお話をして、ではよろしく願いますというような形をとっているというお話を伺っております。議会と執行部は違いますので、組織的にそういうことになると思いますので、いい案がございましたら、ぜひ議員さんでご相談いただいて、議会のほうから町のほうにご提案いただけたらいいと思います。

それから、区によってはごみゼロの日に安否確認をしたり、消火器をちょっと使ってみたりというようなことをやっている区もあるようでございます。ことしはたまたま消防と重なったということで、区長さんが区のほうを優先されたという形になってしまいましたけれども、そのような中でごみゼロをしたり、またそういう安否確認をしたりという訓練をされているという区もあるということもご承知おきいただきたいと思っております。

○議長（野原武夫君） 次に、1番、岩田務君の質問を許します。

1番、岩田務君。

○1番（岩田 務君） 1番、岩田務です。それでは、通告に従って質問させていただきます。

観光振興と景観整備について町長に伺います。2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、各自治体や団体ではさまざまな取り組みを考えているようです。当町としても埼玉県を代表する観光地として、国内の方はもちろん、外国人の方にも来ていただくため、さらにリピーターとなっていただくための整備や施策が必要だと考えます。

また、岩畳周辺は、国指定名勝及び天然記念物や日本ジオパークに指定されており、自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進、普及啓発に努める必要があります。そこで伺います。

1つ目が、岩畳周辺の景勝を生かした遊歩道の整備等について。

2つ目、文化遺産（岩畳）を生かした観光振興について。

3つ目、岩畳周辺に設置されているバリケードと老朽化したベンチについて。

4つ目、長瀬駅から宝登山神社参道までの歩道の整備等について。

町ではどのように考えているのか伺います。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 岩田議員のご質問にお答えをいたします。

当町でも2020年の東京オリンピック・パラリンピックを視野に入れた地域活性化の動きを始めております。具体的には、外国人観光客に安心して長瀬観光を楽しんでいただくため、英語版の観光パンフレットの作成や、観光案内板の多言語化及び観光情報館窓口において指さし会話集を活用し、海外から日本へ来る観光客の対策を進めております。

今年度は、埼玉県外国人観光客誘致推進協議会、町観光協会、商工会、地元事業者の方々と連携を図り、長瀬駅周辺及び上長瀬駅周辺で外国人観光客が無料で利用できるW i — F i 整備を行い、過日新聞報道等がなされたところでございます。

次に、具体的なお質問の1つ目、岩畳周辺の景観を生かした遊歩道の整備ですが、現在上長瀬から月の石もみじ公園、南桜通りを経た宝登山へ至る関東ふれあいの道は、秩父環境管理事務所より委託を受け、町民課が所管しております。町としては、新設の遊歩道などを整備する考えはありませんので、現在の施設を活用してまいりたいと考えております。

次に、2つ目の文化遺産を活用した観光振興についてでございますが、岩畳を中心とした長瀬溪谷一帯は大正13年に国の名勝及び天然記念物に指定され、この12月9日をもって90周年を迎えることができました。町や観光協会でも先人の方々のご努力によって指定を受けた国の名勝及び天然記念物を最大限に活用し、これまでも大勢のお客様に長瀬にお越しをいただいております。今後も国の名勝及び天然記念物の価値を認識しながら、長瀬観光の発展につなげてまいりたいと考えております。

岩畳周辺に設置されているバリケードにつきましては、平成13年8月に白鳥島が崩落し、男子高校生が重傷を負う事故が発生したことを受けて、荒川を管理している埼玉県で白鳥島等崩落危険箇所検討委員会を設置し、現地調査を行った結果、岩畳の水際に近い部分に危険性はあるが、観光地であり、名勝及び天然記念物であることから、柵等の固定物をつくっての規制は困難との結果が出ております。

こうしたことから、秩父県土整備事務所では簡易に撤去できるA型バリケードを設置し、トラロープにより立入禁止にしている状況でございます。

また、老朽化したベンチにつきましては、設置された時期など不明なところがありますが、年数も相当たっておりますので、撤去や修繕など、今後の利用方法について検討をしております。

最後に、長瀬駅から国道までの間は、県道長瀬停車場線として秩父県土整備事務所で整備を行っております。歩道部分は観光地であることを考慮し、タイルを用いて施工しております。国道から宝登山神社までの町道幹線3号線につきましては、国の補助を受けシンボルロード整備事業として町で整備した道路でございます。設計に当たり、周辺環境や地域の特性を生かすため、歩道部分の石の平板はあえて目地を残すとともに、表面はつり仕上げとなっています。年数を経て表面や目地に土がたまり、コケ等が生え、風情のある趣を醸し出すことをコンセプトに設計、施工しております。このため、平板が欠け、段差が生じた場合などは修理いたしますが、通行等に支障がない状態での整備は現在のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 1番、岩田務君。

○1番（岩田 務君） ただいま町長にいろいろ答弁をいただきましたが、初めに簡単明瞭に説明をするように努めておりますが、4つの質問を一まとめにしているのので、話はちょっと長目になってしまうことはご了承ください。

また、ちょっと順番も少しわかりづらい部分もあるかもしれませんが、よくお聞きいただければと思います。

先ほど町長のお話にも出ておりましたけれども、先月には湯河原、熱海から広域行政で長瀬町観光協会に視察に来られており、外国人への対応等につきましては改めてほかの観光地よりも先進なのだと思います。しかしながら、このときの資料からも現在のところ大幅に外国人観光客が増加しているとは言えず、さまざまな課題も残されていると思います。国内からも外国からも、まずは長瀬に来ていただき、来られた方に長瀬はいいところだったと発信していただけるような観光地にしていかなければなりません。それには、景勝地長瀬が自信を持ってお勧めできるような状態でなければならない、そういったことから今回の質問に至ったわけでございます。

どうしても岩畳周辺については、観光課、建設課、町民課、教育委員会と多岐にわたってしまうので、返答を誰がするのかはお任せいたしますが、まず岩畳周辺でございますが、私が小さいときよく岩畳へ遊びに行きましたが、今より雑草は少なく、景色もよかった思い出があります。これは、昔の写真と比べてみましても、やはり雑草が多くなっているようで、地元の方に話を伺いますと、以前は岩畳周辺の草刈りをしてくれた方がいたよさだという話も聞きました。この岩畳周辺につきましては自然公園、河川区域、名勝天然記念物などの関係があるために、県でも町でもどこが担当なのかが曖昧な部分もあるのかと思います。しかしながら、長瀬一番の見どころの整備を何年放置しておくのでしょうか。ただ単に面倒なことを後回しにしているのか、それとも予算や時間の面、管理の関係で進められていないのか、あるいは景勝地長瀬の整備はもう十分だと考えているのか。

3年前の私の一般質問で、岩畳の自然公園付近は雑草で覆われ、遊歩道もしばらくの間土砂崩れのままになっていたり、岩畳の川側にバリケードとロープを張ったままで、ベンチも座りたくないほど傷んでいると質問したところ、秩父県土整備事務所がバリケードの設置や年1回の河川の清掃をしている。バリケードについては、美観的なことや危険の喚起という点を考えて県土と相談し、雑草については現地を見て観光協会と調整してみると答弁されました。その質問から3年が経過しました。先ほども理由はおっしゃってございましたけれども、バリケードにつきましては以前崩落事故があったころから設置されているようですが、それから十数年経過しております。危険性があるから注意喚起のためというのはわかりますが、やはり一番の見どころである岩畳の上の眺めのいいところにカラーコーンやA型バリケードにトラロー

プ、ビニールひもというのはいかがなものかと思えます。しかも、すき間なく設置されているわけではなく、ロープもたるみ、すき間から進入することも、またいで入ることも可能なわけです。こういった状態であるなら、岩畳におりるところに注意喚起の看板を設置したり、観光協会の窓口や町のホームページなどで周知するなど、ほかの方法もあるのではないのでしょうか。現状では、景観を損ねるバリケードや雑草でとてもすばらしい景勝とは言いがたいと思えます。

また、遊歩道につきまして、先ほども関東ふれあいの道の話が出ましたが、この関東ふれあいの道が上長瀬の下から長瀬の駅のほうまで続いているのはご存じだと思いますが、これを僕はちょっと遊歩道と言わせていただいています。それなりの道ができていると思っておりますので。こちらは、以前質問した後に崩れていたところには橋のようなものがかかっており、その部分の通行には問題ありませんが、そのほかのところは木の根っこが出ていたり、これは関東ふれあいの道のほうでもそうだと思いますが、木の根っこが出ていたり、ぬかるんでいたり、道幅が狭くなっていたり、生い茂った草の中を通るなど足元が気になり、とても景色を楽しんで歩けるような状態ではありません。せっかくの長瀬の絶景を間近に見ながら散策できる遊歩道をなぜ活用しないのか。観光客にも安心して散策していただけるような道にすることはもちろん、車椅子の方や小さい子供、お年寄りの方にも楽しんでもらえるような整備は考えないのか。3年前に質問してほとんど何も変わっていないようですし、秩父県土整備事務所に先日伺ったところ、バリケードや雑草等について長瀬町からは特に要望等もなかったもので、そのままだったというような話も伺いました。今回はしっかりとお答えいただき、すぐにでも行動していただかないと、また放置されてしまいそうで心配です。そういったことで、もう一度お聞きします。

質問の冒頭でも言いましたが、私は観光に行ってみたくなるような、もう一度行きたいと言ってもらえるような観光地にするための施策や整備が必要だと考えます。それには、まず長瀬を訪れたほとんどの方が足を運ぶ岩畳周辺や遊歩道、そこに10年以上放置されているような利用できない見ばえの悪いベンチ、景観に合わないバリケードは撤去し、雑草も刈り、歩道は快適に散策でき、途中途中に新たなベンチや机を設置することも必要だと思います。特に名勝天然記念物長瀬は観光に来られた方にとって、繰り返しますが、誰もが訪れ、思い出に残る場所でもあるわけですので、観光整備や活用について岩畳周辺や遊歩道は最優先の課題だと考えますが、当局としてはいかがお考えでしょうか。

もう一点ですが、以前よりハード面は産業観光課、ソフト面は観光協会がというようなお答えをいただいていると思えます。私は、ハードとは設備や道具など形あるものであり、ソフトが接客、運用など、目に見えない部分だと理解しております。先ほどおっしゃられたバリケードの設置や遊歩道の整備などにつきましてはハードのことだと思いますが、こういったことに対しまして当局はどう考えておりますでしょうか。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 岩田議員の再質問にお答えいたします。

議員もご承知のとおり、来年は高崎線が東京駅まで進出いたします。そうしますと、多分長瀬のほうにお越しいただく観光客もふえてくるのではないかなと思っておりますのでございます。

また、花園にアウトレットができるということで、これに関しましてもアウトレットだけでは飽きてしまうから長瀬でもちょっと寄ろうかということで、多分ふえるだろうと予想をしているところでございます。

そういった中で、先月湯河原、熱海の観光に関する方たちが長瀬町に視察においでいただきました。議

員にも出ていただきまして、その節は大変ご苦勞さまでございました。

本当に一流の観光地である湯河原、熱海の方が長瀬においていただいたということで、私も非常にびっくりしたわけでございますけれども、私はそのときに挨拶のみで退席させていただきましてけれども、ちょっとお話をする中で、あの岩畳、よく危なくないねというようなお話をいただきました。確かに本当に一歩間違えば落ちてしまうというような状況にあるわけでございます、本当に毎日冷や冷やしているわけでございますけれども、そういった中で崩落事故があってバリケードという話でございます。危険箇所だけにはやはりそういうことをしなければということで、当時管理者の県土整備事務所で設置をしたわけでございます、バリケードを撤去して崩落事故が起きた場合には管理責任問題にもなりますので、これはご理解をいただきたいと思っております。

バリケードで見苦しいというお話でございますが、観光地でもあり、名勝天然記念物でもあることから、柵等の固定物は規制で困難でございます。簡単に除去できるバリケードを設置したということで、ほかにかえるものが見当たらないというお話を伺っておりますが、また再度河川管理者である秩父県土整備事務所とも協議をしてみたいと思っております。

あと、関東ふれあいの道につきましてでございますが、これにつきましては担当の課にご回答していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（野原武夫君） 町民課長。

○町民課長（野原寿彦君） 岩田議員のご質問にお答えします。

関東ふれあいの道と、高原牧場を通る道と、その2点を維持管理しているわけでございますが、毎月写真等で危ない場所、撤去等は一応維持管理のほうでやっているわけなのですが、そのときのその間だと思います。

ただ、また根っこか木とか、自然公園の関係で簡単に切れるものと切れないものというのがあると思うので、その辺のことがあります。ただ、維持管理的なことにつきましては委託に出しております、県の補助金をもらって、その検査もあるわけなので、一応その間にそういうことが起きたのかもしれないのですが、それが撤去をすぐできるものなのか。撤去できるものであれば、当然そのときに、前回のお話になりますけれども、ごみ等が散乱していたときもすぐ撤去しまして、秩父県土事務所のほうにお話をして、こういう回収にも一応お金ではないですが、一応回収もしていただけないかというお話を長のほうにお話をしたことは記憶しております。実際どういうぐあいでのようになっているのか、一応回ってみて関東ふれあいの道については委託を県から受けていますので、その道については直す前であればちょっとわからないですが、そういうことがもしありましたら連絡いただければ、すぐそれなりの措置をとりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔「ハードとソフト面について」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） 産業観光課長。

○産業観光課長（中畝健一君） それでは、岩田議員のご質問にお答えいたします。

ハードの部分は町が行うというふうなことでの質問かと思えます。

あと岩畳の除草というか、草の退治をどうしたらいいかというふうな内容になるかと思えます。昨日観光協会の事務局で事務局と小埜会長のいる席で、これについても話し合いを行いました。結果としましては、観光協会もできるところは手をつけたいというふうな話をさせていただきました。どれだけの面積ができるかというのはちょっと不明なところはあるのですが、実際に協会でも検討の段階に入ったとい

うことで報告をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 1番、岩田務君。

○1番（岩田 務君） ちょっと、わかったようなわからないようなのでございますけれども、まず遊歩道につきましてはそれほどお金をかけずとも木を切ったり雑草を除けば、荒川沿いを眼下に望む風光明媚ないい散策ルートです。例えばこの遊歩道の途中で休憩できるところやアスレチック、公園などを整備することで、上長瀬、長瀬間をさらに多くの観光客が行き来し、長瀬町に滞在する時間も長くなると思います。さらに、地元の方にも楽しんでいただければ、これも長瀬の魅力の一つになると思います。

次に、ハード、ソフト面について、こちら3月議会でもお話ししましたが、やはりお互いの役割を認識し、きちんと分担することが必要ではないでしょうか。岩畳周辺については、町以外にも文化庁、県土整備事務所、環境管理事務所、県の教育委員会などなど、いろんなところがかかわっております。しかしながら、町や県の縦割りの事情などは私たちには関係ありません。長瀬町にある文化遺産をどう保存、活用するかであり、どこが整備や管理を行ってもいいわけです。そのあたりは町が主導となり、調整していただければいいのではないのでしょうか。

また、私は、長瀬町が観光立町を目指しているのであれば、観光という手段でまちおこしを考え、地域の活性化や産業を発展させ、町の魅力を発信していく、そういったことで町がにぎやかになり、潤い、住んでみたい、住んでいてよかった、そう思ってもらえるのではないのでしょうか。

今までいろいろ難しいという話が大分出ておりました。困難だという話も出ておりましたが、国指定名勝及び天然記念物長瀬は、文化財保護法の第125条により指定地内で行われる現状を変更する行為や保存に影響を及ぼす行為が制限されています。また、埼玉県自然公園条例に基づき、埼玉県立長瀬玉淀自然公園の第1種特別地域に指定されており、当該地域での建築物の新築や土地の形状変更といった各種行為は条例で厳しく規制されています。

私は、今回の質問に当たり、そういった厳しい環境下の長瀬と同じジオパークでもあり、国指定天然記念物や国定公園にも指定されております千葉県銚子市の犬吠埼へ視察に行き、自然公園や文化財の保護や活用の仕方、震災の影響等で崩れる危険があるために立入禁止になっている部分の今後の改善計画等も市役所の担当課に伺ってきました。そういったことも確認し、調査した上での質問をしております。

文化遺産岩畳の活用について、教育委員会策定の名勝及び天然記念物長瀬保存活用計画策定報告書を見ますと、「文化財も単なる保存から脱却して、現代へ積極的に環境を整備し活用を図ることを重視する時代へと変わり、文化財がまちおこし、村づくりとしての大きな力になっている」とあります。

岩畳は、第1種規制地区となっており、土地の形状または形質などの形状変更は認めないとする一方、保護、管理上必要な施設及び身体、生命の安全を守るための施設、または工作物の整備や、既存の建物、または工作物について最小限度の改修を行う場合についてはこの限りではないと記載されております。また、文化財保護法の観点から見ても、普及啓発のため文化財の活用にも努めるとされており、例えばベンチや看板の設置などが不可能なわけではないようです。バリケードも違う工作物にすることも可能だと思います。こちらはよく調べてみてください。

さらに、文化庁のホームページを見ますと、名勝、天然記念物の活用に関する国庫補助のメニューとして、史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備費や地域の特性を生かした史跡等総合活用支援推進事業費などがあります。いずれにしても、町として名勝、天然記念物長瀬をどう保存し、どう活用していくのか検

討し、計画をつくる必要がありますが、こういった補助金等があるのはご存じでしたでしょうか。

話は飛びますが、宝登山参道の歩道については、平成23年にミシュラン・グリーンガイドに長瀬が紹介され、埼玉県立自然の博物館、宝登山神社が掲載され、神社が星を1つ獲得したことで、県でも鉄道や秩父市、商工団体などと連携し、さまざまなPR活動を行っておりました。しかしながら、現在ではそういった活動も見られなくなりました。町としてはどう考えているのかわかりませんが、ミシュラン・グリーンガイドは掲載後に評価がアップしたところもあるようです。独自の基準に従って星の数は決められるようですが、それには評価当時より充実した魅力のある観光地になっていることは必須条件のようです。

そういった中で、長瀬駅から宝登山神社に向かう歩道については、雨が降ると滑りやすい部分があったり、老朽化なのかブロックが浮いていたり割れていたり、歩行者がつかずくことも多いようです。駅前の県道部分の段差や損傷箇所は補修していただいておりますが、同じ材料がないのか、継ぎはぎのようになっています。整備された当時の写真と比べてみますと一目瞭然ですが、先ほどはコケなんかでいい感じになっているような話も聞きましたが、昔は明るい景色に見えていたものが、今はそういったコケや泥などでかなり暗いイメージになっており、景観を悪くしているように私は感じます。

汚れにつきましては、もしきれいにしたほうがいいのかというのであれば、高圧洗浄やブラシでこするなどでも、現状よりはかなりきれいになるのではないのでしょうか。これは桜新道も同様です。何はともあれ、私が一番言いたいのは景勝地長瀬を大切に保存、活用していこうと本気で考えていたら、今ごろはもっとすばらしい観光地になっていたのではないかとということです。

先ほども話に出ておりましたが、規制が厳しいのであれば、最終手段として総合特区制度などもありますので、地域活性化総合特区として規制制度の特例措置をとることも不可能ではないと思います。また、予算が乏しいのであれば補助金などを活用することも必要だと思えます。

現在は、蓬莱島や南桜通りの整備等もあると思いますが、優先すべきはどこなのか。個別部分最適化より全体最適化を目指し、観光立町のビジョンを考えねばなりません。長瀬の宝でもある名勝及び天然記念物長瀬を未来に引き継ぐためにも、長瀬を観光立町として発展させるためにも、もっと町が主導となり、世界遺産の登録を目指すぐらいの気概を持って推し進めていただきたいと思えます。

最後の質問になりますが、今の話を聞いて、宝登山参道から駅にかけて続く歩道について、やはり今後清掃等をするつもりはなく、今の現状でいいと思っているのか。

また、名勝、天然記念物長瀬を生かした観光振興について何を最優先すべきと考えているのか。また、今後も観光立町を目指し、邁進していくのかお伺いしまして、質問を閉じたいと思えます。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 岩田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

観光立町という私の考え、これ多分岩田議員と思いは同じだと、ただいまのお話を伺う中で感じたところがございます。その中で、総合特区制度のお話が出てまいりました。本当に今までは名勝天然記念物ということで、規制が厳しくて何もできないという状況にあったわけですが、地方創生という今国のほうで進める中で総合特区制度というのが出てきたということで、これを何とか活用して本当の観光立町が可能なのではないかと、今幹部とも詰めているところでございます。ぜひこれを利用しながら新しい長瀬観光を進めていけたらなと思っているところでございます。

それから、長瀬駅から国道までの県道停車場線につきましては、昨年、一昨年だったでしょうか、前の酒巻県土整備部長が、その当時私は議長でございましたが、あそこの道は大分悪くなっているから改修す

るからというお話をいただきまして、ぜひお願いいたしますという話はしたのですが、その後酒巻所長が県のほうに行ってしまうと、私どもの手落ちと言えば手落ちなのでございますが、その後そういう話があったのだからぜひやってほしいというこちらからの要望を出しませんでした。しかしながら、今回岩田議員の質問の中に出てまいりまして感じたところでございまして、これはぜひこれから県土整備のほうにお願いをしてまいりたいと思っております。

それから、また国道から宝登山への歩道でございまして、あそこは先ほども申し上げたとおり、風情を醸すということであのような施工をしたわけではございますが、10年を経過してモルタルが劣化しているということでございまして、例えばブラシを使うとか、高圧洗浄機を使った場合にそれが耐えられるかなという心配がございまして、剥がれてしまうというような状況になるのではないかと心配をされるところでございまして、風情として捉えるか、また汚れとして捉えるかという、人それぞれの感性の違いもございまして、一概には言えない部分かなと思っておりますので、今後実施するとしたらばどのようにするか、これは検討してまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、本当に岩田議員が観光立町ということでしっかりと進めろという、私に対する叱咤激励をいつもいただいていることに感謝いたしながら、これから国のほうの地方創生、これを活用しながらしっかりと進めさせていただきたいと覚悟しているところでございまして、よろしく願いいたします。

○議長（野原武夫君） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時55分

○議長（野原武夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（野原武夫君） 次に、2番、村田徹也君の質問を許します。

村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 2番、村田です。まず、子ども・子育て支援施策について町長にお伺いします。

現在町の人口におけるゼロ歳から11歳の子どもの数は606人ですが、平成31年には478人になると推計されており、実に5年間に128人の減少が見込まれています。町として少子化問題は解決すべき大きな課題となっているところでは。

そこで、町では、子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援事業計画素案が策定されていると思います。その内容は、町の地域性を考慮し、子育て夫婦が安心して働き、子育てを行えるようなものとなっているのでしょうか。そして、その実行のための環境整備をどのように実施していく計画なのか伺います。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

少子高齢化については、長瀬町でも重大な課題としてさまざまな施策を展開していかなければなりません。昨年実施いたしました子ども・子育て支援に関するアンケート調査の結果をもとに、現在子ども・子育て支援事業計画を策定中で、素案が12月に長瀬町健康福祉推進委員会に提示されたと聞いております。村田委員には、当委員会の委員に就任していただきまして、ありがとうございます。

課長からの中間報告によりますと、子育て支援の拠点となっている世代間交流センターひのくち館で行われている事業の充実や拡大、子供の遊び場の整備、保育及び放課後児童クラブの充実、家庭教育の充実、地域での支え合い、子育て情報の提供などさまざまな観点、地域性を考慮し、子育て夫婦が安心して子育てを行えるような計画を策定できるよう長瀬町健康福祉推進委員会において、今後素案の内容を検討していくと聞いております。計画ができ次第私に報告をしていただくことになっております。この計画の実効性を高めるために、個々の事業ごとに点検、評価を実施して計画の遂行に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 少子化は長瀬町だけにおける問題ではなく、国全体の課題となっていることは周知のところですが。長瀬町に関してなのですが、幼い子育て中の親御さんから、安心して遊ばせるところがない、保育士さん常駐の施設がないという声を多く聞きます。横瀬町では児童館があり、スペースも広く、遊具も豊富で現在拡張工事を行っています。皆野町ではみ～な公園があり、幼児の遊び場と高齢者の体力向上を目指した遊具や器具が設置されています。管理は主に使う人たちになっているようで、長瀬町の子育て世代の利用頻度も非常に高いようです。

秩父市では、ちちぶキッズパークを開設し、県内の幼児の大人気の施設となっており、年末年始も31日、1日のみ休園となっております。これらの施設、特に皆野町のみ～な公園では総工費8,000万円ぐらいかかっております。これ、5割国の補助金です。

秩父市においてキッズパーク、これは総額2億9,000万円程度です。これは、プールの解体費用とか、整地とか、遊具とか、そのほかに屋内の建物、その整備にも1億2,000万円かかっているのですが、それも含めてです。3億円程度かかっていますが、こちらは維持費が年間600万円かかっています。これは、光熱費とかシルバーへの委託とか、そのようなことです。

長瀬町では、今後町民の憩いの場となる公園を何カ所かにつくるという計画があるようです。しかし、車社会の今、充実した子育て支援を考え、高齢者と幼児がともに集える公園設置のほうが町民サイドに立った行政の執行になるのではないのでしょうか。特に今後みどりの村周辺再開発には相当の予算がかかると予想されます。子育て世代の要望を入れた公園整備が必要と考えますが、いかがか伺います。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再質問にお答えいたします。

ただいま秩父のキッズパークですとか、皆野のみ～な公園のお話が出てまいりました。私も孫がいるものですから、長瀬に公園がないということで、孫が来たときには今日までこちらを使わせてまいりました。その中でみ～な公園は、子供も楽しめ、またお年寄りも楽しめるという公園のつくりになっておるということを承知しております。その中で、魅力あるまちづくり総合整備計画事業を計画しているところでございます。

この中にございます長瀬地区公園整備というのがございますが、これは私もみ～な公園に倣ってあのような公園を整備したいと考えて、ただいま計画を練っているところでございますので、ご承知おきいた

だきたいと思います。

それから、あと井戸地区、中郷区に1つ、それから本野上地区に1つ小さな公園をと考えております。

また、蓬萊島につきましても、水辺公園として子供たちが楽しめるような公園をと考えているところでございます。

また、みどりの村につきましてでございますが、あれはあちらの土地はほとんどが秩父鉄道の所有でございます。時期が来たときには秩父鉄道のほうにお返しし、鉄道として何かを考えたいというお話もいただいておりますので、町でかかわる事業ではなくなってくるのではないかと考えているところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 私はみどりの村も、またあそこを公園にとか、以前そのようなお話もありましたので、長瀬に公園整備して、またそういうことになると非常に莫大な予算がかかるので、ぜひそうならないようにというふうなことで質問したわけですが、長瀬にそのような公園ができれば幼児の遊びの中核となると思いますので、検討を十分にさせていただきたいと思います。

なお、類似町村ではないのですけれども、静岡県の藤枝市は子育てにやさしいまちを宣言しています。簡単に申しますと、おやこ館とかいう屋内の遊べる施設というのが市内に32カ所あります。週1回5歳ぐらいまでなのですが、親子で体操教室というのがあります。これは、広い体育館でインストラクターの方、有資格者の方なのですが、親子で体操させるというふうなことを行っております。ひのくち館が子育て支援の中核となっていますが、例えば長瀬の中央公民館の体育広場というのですか、体育場というのですか、あそこあたりで遊具等を幾らか用意して、もしかしたら資格がある人がいるかもしれない、そんなふうな事業も町としてやっていく必要があるのではないかなというふうなことを痛感しております。

それから、そんなようなことを行った場合には、やはり何でも施設管理等にシルバーさんに委託するというふうなことではなくて、子育てに関するボランティアの育成、活用というのがぜひ必要だと思うのです。子育てに対しても、そういう中高年のボランティアの力を活用するということが必要だと思うのですが、それができて初めて協働のまちづくりということになるかと思いますが、その子育て支援のボランティアの育成計画がありましたらお願いしたいと思います。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 子育て支援ボランティアの話でございますけれども、長瀬町は子育て支援ボランティアさんはかなりの数いるのではないかと思います。

今担当課長のほうから詳しい話は説明していただきますけれども、ひのくち館が大分人気でして、子供さんたち、親子連れさんにたくさん集まっております。いろいろな事業を進めているところでございます。過日も東北の被災をされた女川町ですとか、あの近所の町の人たち五、六人でしたか、町のほうに子育てに関して長瀬町はどのようにやっているかということで、視察をしたいということでおいでいただきましたときに、本当に詳しいお話を担当課のほうでいたしました。その中でこれだけの町で非常に充実しているということで、皆さん褒めていただいた経緯がございますので、課長のほうから詳しい話につきましましてはさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（染野真弘君） 村田議員の再質問にお答えをいたします。

子育てに関するボランティアの関係でございますけれども、長瀬町におきましては先ほどもお話があり

ましたように、ひのくち館で子育て支援の拠点という形でいろいろな事業を実施しております。その事業の中にも、ボランティアとして参加をいただいている方もいらっしゃいます。子育て支援員という形で町の臨時職員で常駐している職員もおりますので、そういった方と協力して、おおむねあの建物につきましては午前中が子育て支援の拠点というような形になっておりまして、午後は授業が終わってからは放課後児童クラブということで実施をしております。

それと、町のほうで保健センターのほうでやっております事業がありまして、ゼロ歳からおおむね3歳までの乳幼児の健診、それを実施しております、その健診時だとか発育状況を見るために集まっていた、よちよちとかペンギン倶楽部とか、そういったものがあるのですけれども、その中で長瀬町では愛育班というのがかなり活発にほかの町村よりは組織ができていますということもありまして、そちらの方もボランティアという形で参加をいただいているという状況でございます。

ボランティアの育成計画というのは、ちょっと今のところ育成計画という形ではつくってございません。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） それでは、次の質問に移りますが、つけ加えますが、ひのくち館を大変活用しているということなのですが、もう少しほかの地区の同じようなところも研さんを積まれていったほうがいいのではないかと思います。

次に、町長選挙公約の進捗状況について町長に伺います。町長は、選挙公約を何点か掲げられ、就任後1年5カ月が経過するところです。公約は、有権者との契約で法的根拠はないようですが、ある意味町民との約束で履行義務があるのではないのでしょうか。

そこで、1点目、「遊休農地を借り上げソバをまきます」の公約についてはどの程度実行できているのでしょうか。その進捗状況を具体的数値で示していただきたいと思います。

2点目、「各地区に花の種、苗等を配布し、美化推進を図ります」の公約については、どの行政区にどの程度配布し、それを誰がどのように植栽しているのか伺います。

なお、この点につきましては、先ほどの5番議員と重複しておりますので簡単をお願いします。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「遊休農地を借り上げソバをまきます」の公約についての進捗状況の具体的数値については、ソバ栽培を行ってもよいとの意向を示された方はお一人でございました。この方は、農業経営基盤強化促進法の利用集積を活用し、大字中野上地内の農地を約3,500平方メートル借り受け、このうち3,000平方メートルに秋ソバの栽培に取り組んでいただきました。経過をご紹介いたしますと、ことしの8月下旬に借り上げました畑に約10キロのソバを作付しました。作付後は曇りや雨の日が多く、日照不足と湿害に弱いソバにとっては条件が悪かったのですが、約1カ月でソバの白い花が秋風に揺れてきれいに咲き、10月31日にはソバの刈り取りを行い、約90キログラムの原ソバの収穫ができたと言われた本人から確認をとっております。

この収穫量については、秩父地域のソバの作況を秩父農林振興センターに確認しましたところ、秩父地域の原ソバ収穫量は天候不順の影響で例年より悪かったようであり、ほかの地域の収穫状況と同程度と思われる。このため今回初めて作付したことを考慮すれば、おおむね成功であったと思われます。今後は、作付した付近の遊休農地所有者の方からも興味を示しているとの話を伺っており、規模拡大のお願いや

新規作付者を募るなど声かけを進め、栽培についての積極的な支援をしていきたいと考えております。

なお、ソバ栽培に関する事業としましては、遊休農地解消対策事業補助事業がございまして、遊休農地を解消するため、種子の購入の際に助成を行うもので、ソバの栽培促進を図るため助成の割合を10割に改正をいたしました。8月初旬の区長回覧で制度の周知と利用の促進を図ったところです。

次に、「各地区に花の種、苗等を配布し、美化推進を図ります」の公約につきましては、どの行政区にどの程度配布し、それを誰がどのように植栽しているのかのご質問にお答えをいたします。

本年度11月末までで行政区への苗や種の配布はありません。簡単に経過を説明させていただきますと、ことし8月29日に開催された区長会、平成26年度第2回区長会に本事業を紹介し、区長の皆様へ花のまち長瀬の推進と地域のコミュニティ活動の促進のため、積極的に活用していただくようお願いいたしました。しかし、区長からの利用の申請がなかったため、個別にお願いした行政区もありましたが、これについても残念ながら利用申請はありませんでした。このような状況ですから、PR不足等があったのではないかと考えますので、来年度には早い段階から改めて区長会やコミュニティ活動連絡協議会、老人クラブ等にご協力を仰ぎながら花いっぱい運動を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） それでは、まず花についてなのですが、私この秋岐阜県の高山市周辺を訪ねました。高山市では、緑を守り育てる条例というのがあります。この条例により、花木の植栽を地域の力でやっていて、観光客の心を和ませてくれます。群馬県川場村方面のゆけむり街道、ここでも花の植えられた道路が観光客を迎え入れてくれています。

今町長も、花の種、苗について8月29日区長会でお話したところ申請がなかったというふうなお話なのですが、やはりこれは予算だけでなく協働という意識が醸成されていなければ定着しないことだと思います。

まず、この努力をしていかない限り花のまちですか、国道沿いを花でというふうなのが無理なのではないかなと思いますので、ぜひ来年度の予算とか区長会だけでなく、そちらの努力がなければ継続できないと思いますので、公約ですので、ぜひそこを努力していただきたいと思います。

なお、ソバですが、観光客にソバの花を楽しみながら地元産そばを食べてもらいますと言われたことですが、先ほどの答弁ですと、借上げは町で行ったのか、個人で行ったのか、ちょっとそこがわかりませんので、ソバを栽培した人が個人、法人ですか、でその地主さんから借りたのか、それとも町としてそこを借上げて、そこでソバを栽培したのか、そこを聞かせ願います。

なお、これもやはりそばを町のそば屋さんで食べていただくというふうなことには、相当補助金を出さないと無理かなという感じがします。今年度井戸地区でソバをつくられた方がいます。矢那瀬でもつくられた方がいます。私も友達とソバをつくってみました。つくったのですが、やはりこれは刈り取りまでは機械よりも鎌のほうが実がこぼれなくていいと、おいしいソバがとれるという話は伺ったのですけれども、実際に収穫してからそれを天日干しして、それを機械にかけて、まず選別し、それから種を磨くと。なお、ソバの実に関しても大きいから小さいのがありますが、5段階ぐらいに全部機械にかけるわけです。それを今度はさらに粉にするというふうな作業。これが長瀬町で、例えば町内では絶対できないと思います。荒川村であるとか、例えば横瀬町であるとか、そういうところで機械を持っている方をお願いしないとできないという状況だと思います。実際問題として、あのソバをつくるのは意外と簡単だったのだけれども、

それを粉にするというところは。例えば私は横瀬町のそばの会の人達が友達なので無料でやっていただきました。一緒に行って、それを全部作業を最後の粉になるまでやりました。一度そばも食べてみました。これが、果たして長瀬町で広く普及していくかなと非常に心配なのです。

実際問題として、ではこの先ほどの補助金にいたしましても、これは1年限りですよ。例えば遊休農地だったところにソバをまくと。もう、その次の年はそこには補助金は出ないわけですよ。新たなところでないとだめなわけです。そういうふうな役場のほうの担当課からの話です。

だから、そうなってくると、例えばこしやったところについては来年度はもう補助金はなしと、違うところでやらなければ補助金はなしと。ただ、補助金も種代ぐらいです。例えば収穫して自分で1キロ2,000円から3,000円もらわないと、ちょっと実際問題としてそばの粉にするのは合わないのではないかな、そういう状況ですので、そのことについてちょっと再度協働のことと借り上げ等についてお答え願います。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再質問にお答えいたします。

まず初めに、花いっぱい推進事業について、ちょっとお話をさせていただきます。9月議会で村田議員が、ボランティアをやってみようかなと思うけれども、一歩足が出ないというお話をいただきました。ぜひ来年度は手を挙げていただけたらありがたいなと思っておりますので、お願いをしておきます。

それから、ソバにつきましてでございますが、法人の方と地主との契約でやっていただいたことですので、町は仲介に入ったというのですか、そういった中でやっていただきました。やっていただいた方に何が一番大変かという話をお聞きしましたところ、刈り取りが大変ということで、お友達から刈り取り機を借りてきてやったというお話ですが、今後続けていくのにはやはり刈り取り機を何とか購入しないとできないというようなお話で、これが一番の検討材料ということでした。

あとに関しましては、そちらのほうに通の方ですので、それほど大変ではなかったようです。それなりの多分ルートがあるのではないかと考えております。

そのような中で、先ほども回答させていただきましたが、今回中野上地区、あそこはたまたま長瀬アルプスに歩いていかれる方が多いものですから、ソバの花を見てきれいだねということで、皆さんに喜ばれたという話は伺っております。

また、あの近所の方たちも遊休農地を持っておりまして、来年あたりは一緒にやってほしいなというようなことを言っているという話も聞いておりますけれども、また全く違うところからもやってくださるのならやってほしいというようなお話も聞いておりまして、今そういう話し合いをしているところでございます。1人で町中のソバをやるというのは無理かもしれませんので、もしお知り合いの方でやりたいというような方がおりましたときにはお話いただいて、協力していただけたらありがたいと思っております。

いずれにいたしましても、私が聞く限りでは刈り取りの機械があればあとはというようなお話はいただいておりますので、そのように私は承知しております。よろしく願いいたします。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 私町長選の前に町長が後援会のほうで配られたこういうのを持っているのです。ここで、町長給与50%カットします、カット分420万円はここに使いますということで、1番がソバ、2番が花のまち、3番がスポーツ施設を利用する場合の使用料というふうなことになるわけです。

これ、この420万円がこのことに使われているという、ちょっと今のお話ですとほとんどそれほどかか

っていない状況です。これは、やはり、えっ、かかっているのではないですか、これまでそれほど。これは、やはり処方が間違っていたのではないかなと。本来給与は全額収入として、残った420万円はソバと花、またはこのスポーツ施設に対して、これを特別に使いますよというふうな方法でしたら、これわかりますけれども、そうではないので、これが実現していくのかどうか。

花にいたしましても、ちょっとこのボランティアといいますか、この要するに花をまいて育てる、草をむしる、これ非常に大変な作業です。これを長瀬町に広げている、またソバに関しましてはこの方は機械が大変だったと言われるのですが、一般的にソバはばらまきの場合は機械を使うのです。和田に関してはばらまきではないのです、作植えなのです。だから、あの方法だと稲とは違うのです。だから、あれをどうに刈ったか、機械で刈ったか、ちょっとわかりませんが、要するにやり方が多分違うのだと思うのです。それが大変だったけれども、多分この法人の方はルーツがあって、そちらへ頼んだと、だからできたということだと思うのですが、新たに私がやってみようという場合には、そういう長瀬町としてルーツというのですか、それを開拓していただかないと広がらないと思うのです。だから、やるのだったらぜひそういうふうな方法をとってもらわなければ進まないと思います。

なお、答弁にはなかったのですが、矢那瀬の方と井戸の方、確かにソバをつくられたのです。それについては、では例えば補助金申請もなかったのかどうかと思いますが、もしそこのところ課長でもわかったら答弁していただきたいと思います。

私は個人的にきついことを言って申しわけありませんけれども、花に関して、ソバに関して、実現ちょっとこのままでと不可能なのではないかなという気がするのです。広げていくのが。ならば、この公約は撤回して、ほかのほうに回していただくというほうがいいのではないかな。さもなければ、相当の努力をしていただかないとなかなかと思いますので、そこのところまた答弁のほうをお願いします。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再々質問にお答えいたします。

最初の私の選挙公約でございました50%カットして年間420万円、これでソバをまいたり花いっぱいをしたりという話でございましたが、これにつきまして私の認識不足であったなという思いがいたしております。この420万円、これをソバの種代にするとか、ソバのほうに活用してくれとか、例えば花のほうに活用してくれとか、そういったことが実はできないのです。寄附行為になってしまうということで、ですので、私のカットした分は一般財源に入ってしまうのです。ですので、これを別枠にしておいて、これだけに使ってくださいということではできないのです。これは、私のちょっと認識不足だったなと思っているところですが、しかしながらそのような思いで私がいるということ、これを皆さんにご承知いただけたらありがたいと思っております。

それから、あと機械の話ですけれども、今考えているのは一法人だけではちょっと無理かなと思うのですが、幾人かそのようなソバをやろうという人たちを募っていただいて、その中で機械を県なり国なりの補助金でも使って所有していただければ、それが一番よい方法かなと考えているところです。

それから、続けていくのは難しいのではないかなというお話ですが、非常に農林振興センターも積極的に協力をしていただいております、いつも所長ですとか担当の課長にお会いしたときに、ぜひ長瀬町はソバをまきたいのでお願いしたいという話をいたしまして協力要請をしておりますけれども、それに対してできる限りやりますというお話をいただいております。今後振興センターとも関係を密にしながら、これはやっていきたいと思っております。

また、花いっぱい事業でございますが、これも何とか来年、ことしは第2回だったので、8月末ですとちょっと区長さんにお話するのが遅かったと思うのです。ですので、来年度はもっと早くにお願いをして、国道沿いですとか県道沿いですとか、そういうところにいろいろな種をまいていただけたらいいなと思っておりますので、これも何とか広めていきたいと思っております。

以上でございます。

失礼いたしました。それから、岩田と矢那瀬区ですか、そちらの……

〔「井戸と」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） 井戸と。ごめんなさい、失礼しました。

井戸と矢那瀬に関しましては、担当のほうから報告をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（野原武夫君） 産業観光課長。

○産業観光課長（中畝健一君） それでは、村田議員のソバの種の助成事業の申請状況についてお答えいたします。

今年度今の時点で申請はまだございません。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 次の質問に移ります。

特定健診と特定保健指導の取り組みについて健康福祉課長にお伺いします。国の特定健診実施率目標は市町村60%、特定保健指導実施率目標はこれも60%となっています。県内市町村の特定健診平均実施率は34.5%、これ昨年度です。長瀬町は30.9%となっており、平均を下回っています。この特定健診実施率、保健指導実施率により後期高齢者支援金加算、減算がなされ、支援金が決定されているようです。苦しい国民健康保険財源のためにも、実施率向上の手だてや工夫が必要と思われませんが、いかがか伺います。

さらに、メタボリック予防や生活習慣病を減らし健康な高齢者をふやすためにも、特定保健指導を全高齢者対象で行うような気概を持った取り組みをすべきと考えますが、この点についていかがかお伺いします。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（染野真弘君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

特定健診は、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣病予防を主な目的とした健康診断でございます。村田議員のご指摘のとおり、国により実施率目標が定められております。しかし、埼玉県内におきましては平成25年度、この60%という目標値を達成した市町村はございませんでした。

受診率向上のために各市町村でさまざまな対策を講じておりますが、長瀬町の施策を申し上げます。

まず、特定健診受診券送付の際、特定健診の重要性を説明するパンフレットと、早期受診を勧めるチラシを同封いたしました。なお、9月までに受診した方には啓発用品、これは秩父広域市町村圏組合指定のごみ袋でございますが、これを贈呈しております。

また、9月と11月に実施する集団検診の前には、未受診者に対して受診勧奨のダイレクトメールを送付しました。集団検診につきましては会場を保健センターとし、同時に肺がん、肺結核健診を実施しております。

また、ふれあいフェスタ長瀬においてブースを出展して、骨密度測定、歯科健診を実施する傍ら、特定健診の受診勧奨のチラシを配布しました。

さらに、特定健診ではなく、かかりつけの医療機関で健康診断を受ける方もいます。このような健康診断で、特定健診の検査項目を満たした健診であれば特定健診を受けたと判断されますので、このような方には健診結果を提出していただくようお願いしております。提出していただいた方には啓発用品を差し上げております。

この結果、平成25年度の受診率は32.6%となりました。30.9%であった平成24年度より1.7ポイント増加しましたが、目標値には及びませんでした。したがって、平成27年度にはこれらの対策に加え、特定健診の自己負担額の取り扱いを検討し、検診率の向上に努めたいと存じます。

特定保健指導につきましても、病気へのリスクの高い方から実施しているところですが、議員ご指摘の全高齢者を対象として実施できるよう可能な限り努力したいと存じます。今後もさまざまな方法で周知を徹底し、保健指導率の向上に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） それでは、まず金額の面で1点お伺いします。

本年度予算を見ますと、多分この加算金というのですか、2,000円でいいのですか。歳入のほうを見ると2,000円という欄があるので、これで予算書を持ってきているのですが、多分そうなのかなという気がします。これが、実際問題として相当受診率が上がると高くなるのかどうか、そのところをちょっと教えていただきたいと思います。

なお、これも仕方ないこと、仕方ないというか、この地域のことだけではありませんが、現在高齢化率が32.9%、10年後には37.9%になると推計されています。これもやむを得ないことだと。しかし、被保険者の減少と要介護認定者の増加、これは大きな課題となってくると思います。そこで、高齢化が進むと既往症率も高くなります。2点ばかりお伺いします。

従来行っている成人病予防講座や食生活改善講座など、これらは多くの住民が受講できるようにというふうな今健康福祉課長の答弁でしたが、これ方法的に考えてみて、全町対象ではなくて例えば上長瀬、長瀬地区とか細分化して行えないのかなと。そんなふうな方法です。とにかく町全体で何月何日にこういうのをやりますよというのも一つの方法でしょうけれども、もう少し細かく切ったやり方というのでも必要なのではないかなというふうな気がします。

もう一点、国では在宅介護が政府の方針だというようなことですが、これも当町の調べでひとり暮らしが13.2%、日中独居が26.9%、合計40.1%の高齢者が昼間は1人になっているという調査結果が出ているようです。これを解消するには、ボランティアの力が必要になってくると思います。これ60、または65歳から上の健康な人、こういう人たちの高齢者見守りボランティアという育成が必要なのではないかなと思いますので、これについてもやはり協働のまちづくりという観点から、もしそういう計画がありましたらお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（染野真弘君） それでは、村田議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、成人病予防の講座を地区別に開けないかということですが、これにつきましては健康担当のほうでいろいろな講座だとか、1次予防、2次予防等も含めて同じ保健師がやっているということもございまして、そういったところで健康指導は講座の始まる前とか終わった後にいろんな観点を含めて実

施をしているところがございます。この講座を地区ごとにやっていくというのも一つの方法かと思っておりますので、その辺のところも来年に向けて、ちょっと検討させていただきたいというふうに考えております。

それと、あとこの関係に少し関係してくるかと思うのですが、特定健診の結果説明会ということをして初めて日にちを設定してやっております、ことは8月から2月までの間7回、会場はほとんど役場になっておりますけれども、そちらのほうに日にちを設定して結果を説明しますという形で、結果の悪い方、いい方もいらっしゃいますけれども、そういった方に来ていただいて、その結果を保健師なり管理栄養士なりが指導しているということも行っております。

それと、在宅介護で日中独居の方をボランティアで見守る方法のご提案がございましたけれども、日中独居で見守りの必要な方もいらっしゃいます。介護保険等でそういった方が対象になった場合にはそういう方をデイサービスだとか、そういったところに行っていただくような指導も町のほうでやっているわけがございますけれども、そこまで至らない方につきましてはそういうふうなことも一つの方法かと思っておりますけれども、なかなかそういった人材といいますか、ボランティアの方がいらっしゃらないというようなこともございまして、民生委員さんが見守り活動をしていただいたり、中にはお近くの方がボランティアで見守っていただいているというふうなことでございますので、ご提案を受けまして、そういうふうなことができるかどうかということも今後検討させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 落としたのではないかとと思うのですが、加算金の額なのではございますけれども、ここに予算書があるのですが。済みません。

○議長（野原武夫君） 町民課長。

○町民課長（野原寿彦君） 村田議員のご質問にお答えします。

加算金の件なのですが、一応現在の加算、減算制度というやつの実際に金額への反映は平成27年度に反映されるので、平成25年度分について確定したものが平成27年度から実施されるという。

それで、実際のところ上下限がありまして、0.23%なのではございますけれども、現在のところその上の団体と下の団体、多分この30%ぐらい、現在の25、26で見ますと、ちょうど中間より下のほうなのではございますけれども、増額加算しないという部類に多分入っているの、今後今まで全然なかったところが当然上がってくると思うので、その部類に上がれば当然支援金が、村田議員からありましたように、要するに金額が上位に上がれば減算されて支援金が減る、下位にいとその分を自分のところで払うと。自分のところで多く払ったお金は上位の団体に行く仕組みになっていますので、今後そういうことの競争ですか、それを図るものだと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） それでは、今の加算金の件に関しましては、やはりこれ予算にかかわることですので、なるべく受診率を上げるという取り組みでお願いしたいと思います。

では、4点目になりますが、国の地方創生に対応する施策策定状況について、町長にお伺いします。国は、地方創生を大きな柱として、人口、経済などの大都市一極集中から地方復活の方針を掲げました。そこで、地方が主体となった前向きな取り組みを支援するとしています。厚い支援を受けるために、地方は過去を鑑み、将来の人口推計等客観的な現状分析と将来予測を行い、将来展望とビジョンを持ち施策を策

定することと方針が示されていますが、町として国の施策に対応するための総合戦略をどの程度進行させているのかお伺いします。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

まち・ひと・しごと創生は、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力のある日本社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものでございます。

さて、国の施策に対応するための総合戦略を町としてどの程度進行させているのかのご質問でございますが、人口減少に歯どめをかけ、持続可能な社会を維持していく地方創生は町としても重要な課題であると認識しております。

去る10月20日に国から都道府県にまち・ひと・しごと創生に関する説明会が行われ、11月13日に県担当による市町村向け説明会が実施されたところでございます。その説明会では、総合戦略はまず国が今後5年間の戦略を作成し、県が国の戦略を勘案し、県の総合戦略を作成をします。市町村は県の総合戦略を勘案し、市町村総合戦略を作成することになっています。

まだ国の総合戦略が提示されておりませんので、県、市町村とも策定はしていないのが現状でございます。平成27年度には作成するとなっておりますが、現段階では国がいつごろ総合戦略を提示するか未定でございます。人口推計の分析につきましては、町の総合戦略に合わせ作成する予定となっております。

まだ法案が11月21日に可決されたばかりで、具体的な内容や予算を含めた支援体制がどのようになるのか決まっていない状況でございます。そのためどのようなものを作成すれば効果的な総合戦略になるか、国の総合戦略が提示され、県の総合戦略作成が始まりましたら本格的に作成に入ってまいりたいと考えております。

冒頭でも申し上げましたが、地方創生は町としても重要な課題であると認識をしておりますので、積極的に推進してまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。残り時間があと7分でございます。

○2番（村田徹也君） 大変難しい問題で、素案の骨子が発表されたというふうなことぐらいなのですが、ちょっとインターネット上ではこんなふうなものが出されているというふうなことなのですが、平成27年度からというふうなことは、もうすぐです。間近になっておりますので、町としても何をというふうなことを考えていかなければいけないと思うのですが、まずこれ国は一体地方自治体に対してどんな援助をするのかというようなことが町当局として押さえられていなければならないことだと思います。

町長、または課長で結構ですので、この点につき、もしこれとこれとこれだと、3点について知りましたら、知ってましたらと言葉は悪いです。答えていただきたいと思うのですが、よろしく願います。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再質問にお答えをいたします。

議員もご承知のとおり、国でも詳細が決まっていない状況でございます。国、県の総合戦略を勘案し、市町村総合戦略を策定することとなっておりますので、今後の国、県の動向によりある程度方向が決まった

段階で推進してまいりたいと考えております。

また、策定に必要と思われる資料収集等につきましては随時行い、来年度には総合戦略の策定に伴う検討委員会を役場内に設置し、積極的に推進を図ってまいりたいと考えております。

○議長（野原武夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） ただいまの村田議員のどのような支援策があるかということでございますが、今うちのほうで把握しているのは決定ではございませんが、自治体が自由に使えるような交付金の創設や、例えば地方創生分野では地元商店街で使う商品券に特典をつけた費用の補助や、そういうものがあるように聞いております。

あとは、制度としましてシティーマネジャー制度とか、あとは地方創生コンシェルジュというような派遣制度を設けているということで聞いております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） それでは、まだ雲をつかむようなことに関して、ちょっと質問しているというふうなところもあろうかと思いますが、以前質問したときに町長は5年先を見越して5カ年計画にのっかってやっていくのだというお話でしたが、やはり地方創生ではそれでは間に合わないというふうなことだと思います。過去の人口統計から将来展望をしっかりとってくださいよと、それについて国は支援をしますと。

私が3点についてというのを、これは明白なことだと思いますが、まず1番が予算です。これは、今課長も答えられましたよね、予算。

それから、日本版シティーマネジャー、それから地方創生コンシェルジュ、これは人材のことですよ。

それとともに、3点目が情報、この3つを地方に対して支援しますよとうたっているわけです。この3点に基づいていろいろな細かいところを支援していくと、これは地方創生というふうなことだと思うのです。

特に日本版シティーマネジャー派遣制度、または地方創生コンシェルジュ制度によって人的支援を行うとうたっています。これについては、日本の中で100の自治体、これは県でなくて市町村とうたっています。市町村100自治体に人的派遣を行うと書いてあります。この内容についてもうたっています。どういう人ということもうたっています。それから、どういう役でということもうたっています。特に副市長であるとか、副町長であるとか、顧問であるとか、そんなふうなことでうたっています。100人です。要するに、日本で今896の自治体が消滅自治体とある意味言われています。100の自治体ということです。これは、先取りの早いもの勝ちではないでしょうかと私は言いたいのです。

地方創生のパイプ役としての人的派遣は当町の未来を切り開く方策と考えます。これについていかがか伺いたいと思います。最後の質問になります。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再々質問にお答えいたします。

日本版シティーマネジャー制度についてのご質問でございますが、この制度は地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員、大学研究者及び民間人材を首長の補佐役として派遣し、地域に応じた処方箋づくりを支援する制度でございます。人口5万人以下の市町村で市町村長が地方創生について明確な考えを持ち、派遣人材を地域の変革に活用する意欲を持って総合戦略を策定し、実施する市町村であることとなっております。

派遣規模としましては、全国1,718市町村中100市町村規模とし、国家公務員は5年以上15年未満の経験がある職員を募集し、副市町村長、幹部職員、これ常勤一般職として25名程度、大学研究者、民間シンクタンクは副市町村長、幹部職員で10名程度、顧問、参与、参与は非常勤特別職65名程度となっております。

派遣される副町長、幹部職員の役割としましては、地方創生に関し総合戦略の策定や施策の推進を担うことになっており、通常行っております副町長、幹部職員の業務ではなく総合戦略等の推進を行う、要するに専門の職員でございます。給料、報酬等は市町村持ちで、派遣期間は常勤職2年、非常勤職1年から2年となっております。現在の町の財政状況等を勘案し、この制度は活用しないと判断をさせていただきました。県職員の派遣につきましても現時点では考えておりません。

以上です。

○議長（野原武夫君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○議長（野原武夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（野原武夫君） 次に、3番、板谷定美君の質問を許します。

○3番（板谷定美君） 通告に従って質問させていただきます。

個人情報の取り扱いについて総務課長にお伺いしたいと思います。個人情報保護法の立法趣旨は、行政や事業者に個人情報の適正な取り扱いを求める点にあります。個人情報とはどこまでを指すのか、町の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（野原武夫君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 板谷議員のご質問にお答えいたします。

個人情報とはどこまでを指すのかというご質問でございますが、町では平成14年に国に先駆けて個人情報の適正な取り扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、個人の権利利益の保護を図り、公正な町政の推進に資することを目的に個人情報保護条例を制定し、その後個人情報保護法などや他団体の条例なども参考に一部改正を行っております。

条例では、個人情報は「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう」と定義しており、これは個人情報保護法でも同様の規定でございます。

また、実施機関の責務として、「条例の目的にのっとり、町民の権利利益を十分に尊重し、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるとともに、町民及び事業者への意識啓発に努めなければならない」、職員の責務として、「職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする」と規定しており、この秘密を守る義務は地方公務員法でも規定されております。したがって、今後も法令の趣旨にのっとり、町といたしましては個人情報を適切に取

り扱ってまいります。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） 今個人情報の法律的問題について一応言われましたけれども、個人を特定することができなければ個人情報には該当しないという法律もあります。

例えば収入、職業の2項目だけでは個人を特定することはできません。しかし、住所、電話など、いずれか1項目だけで個人を特定することもできます。私が言わんとすることは、個人にかかわる情報は全て秘匿されなければならないといった倣い方があるのではないかなというふうに思っております。

例えば面倒な問い合わせがあっても、個人情報ですからと言えば大抵の人は引き下がります。この議会においてもそうだというふうに解釈しております。それを逆手にとってはいないでしょうかというのが一つの疑問でございます。個人が割を食う矛盾をよく考えてほしいというふうに私は解釈しております。それについてご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（野原武夫君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 再質問にお答えいたします。

個人情報について、名前がわからなければいいのかというお話もございしますが、ほかのものと合致させることによって個人情報がわかってしまうという内容もあろうかと思えます。

また、町で知り得た情報というのは最低限目的を持って収集、取得しております。それを安易に電話ですとか窓口等でお答えを全てしていいかという、その辺は内容個々のそれぞれの対応にもよりますけれども、物事にもよりますが、一概には言えないかと思えます。

また、例えば名前、生年月日がなければ個人情報ではないというのも、単純に言いますと誤りという意見もありまして、先ほども申したとおり、ほかの情報とあわせると個人が特定されるということもあろうかと思えます。

また、人によっては何を隠したいのか、知られたくないのかという情報もそれぞれ違ってまいりますので、町のほうといたしますと条例を制定しておりますので、その趣旨といたしましてはある面町で持っているものは個人情報というものがあるということで考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） 個人情報を逆手にとって役所なり、その部署、意外と一般町民は何でも個人情報と言え通るのが役所ではないかというふうに私はいろいろと相談を受けたこともございます。

ただ、個人情報も使い方によっては本当に役所の怠慢ではないかという人の意見も多いと思っておりますので、その辺はやっぱり十分気をつけて対応していただきたい、そういうふうに私は解釈しておりますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

それと、次の質問に移ります。住民票の写し等の交付申請について町民課長にお伺いします。住民票の写し等の交付申請をしたとき、本人確認のための書類の提示を求められます。申請書の本人確認欄に免許証、パスポート等々あります。その他の項目で確認した件数とその書類内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（野原武夫君） 町民課長。

○町民課長（野原寿彦君） 板谷議員の住民票の写し等の交付申請についてのご質問にお答えします。

本人確認をするためにその他で確認した件数は、平成26年4月から10月末現在20件でございます。

また、その他の書類としては、本人を特定するため学生証、障害者手帳、生活保護受給者証、ひとり親や重度心身障害者医療の受給者証、また質問用紙等により確認させていただいております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） 今回の選挙においても、入場券がなくても本人確認ができれば選挙ができるというようなニュース等でもございました。

ほとんどが免許証を提示してくださいというふうに言われます。例えば役場の職員でも免許証を提示しているとお聞きしております。何か矛盾を感じるような感じがします。

特に私が行った場合においても、同じ区の中で顔見知りの方が免許証を提示してくださいということに、何となく責任逃れのような感じがします。町のサービス等に何か温かみがないような感じがしますので、その辺あたりをよく検討していただきたいと思いますので、もう一度よろしく願いいたします。

○議長（野原武夫君） 町民課長。

○町民課長（野原寿彦君） 今回の本人確認の法律が平成19年の法律第75号ということで、平成25年5月1日から施行されております。これについては個人情報保護を図るため、住民票をとる場合、転出を届ける場合、しっかりと本人の確認の厳格化ということで、不祥事を防止するために設けられたものでございます。

議員がご質問の件でございますが、確かに顔見知りということはあると思います。ただ、しかし、実際あの人が、もうこの人が顔見知りで何も見せなくてよかったよ、こちらの人もよかったよ、俺だけ何で免許証を見せたのだと。まず、窓口に来ている人でそういう方がいらっしゃる以上は、公平という観点がとれないと思います。一番手っ取り早く本人を確認する方法として、一番いい方法ということで免許証の提示ということで、順番に来ていて最終的にその他本人確認で質問票というものを差し上げますけれども、最終的なことと見ていただきたいと思います。

また、個人の対応で職員がいろいろおります。あの人は知っているけれども、その人が来た場合、おい、おまえではわからないその上の者を出せといった場合に、職員も知らなかったからあれだということになってしまうと窓口でもまた混乱しますし、全職員が全員が確認できない以上はやはりちゃんと本人確認の一応定めでございますので、これをしていただくことは多分今後についてもマイナンバー制度が始まりますけれども、そのマイナンバー制度についても本人を証明するものとしてどうしても顔がわかっている、ちゃんとそれがなくてはならない方向に向かっているのだということをご承知いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） よくわかりましたと言いたいところですが、何となく腑に落ちないのですけれども、質問を閉じます。

以上です。

○議長（野原武夫君） 次に、9番、新井利朗君の質問を許します。

新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 質問いたします。

1、県知事が長瀬町を訪問されました。そのことについて町長にお伺いいたします。11月6日に埼玉県知事が当町を訪問され、観光行政の話し合いやNPO法人桜と松等を守る会の桜の手入れ作業等をごらんになられたと伺っております。

そこで、1、知事とどのような内容の話し合いをなされたのか。

2番、桜の手入れ作業をごらんになられた知事の感想はどのようなものでありましたでしょうか。

3番、高所の桜の枯損木を切除するとき、はしご等を使って大変危険な作業が行われています。安心安全に作業を進めていけるよう、高所作業車の使用代等の補助を図るべきと思います。このことについて新年度予算づけについてお伺いいたします。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

11月6日に埼玉県上田知事がとことん訪問で長瀬町に来町され、長瀬駅前の観光情報館において懇談会が行われました。この席上どのような話し合いがされたかというご質問でございますが、懇談の時間が30分弱と短く、主には桜と松等を守る会の作業や活動内容が主なものだったと記憶しております。

また、2つ目の作業についての知事の感想については、上田知事からは高いところの作業については専門業者に頼んだらどうかと話をされたと伺っております。

3つ目の作業車への補助と新年度の予算づけについては、新年度も町では桜の管理について長瀬町観光協会に業務を委託する予定であり、受託者である観光協会が作業に当たってもらうことを想定しています。このため、改めて高所作業車の使用代についても補助を計上することは考えておりません。

なお、桜と松等を守る会さんには日ごろから貴重なボランティア作業を行っていただいております。ボランティア作業の際には、安全などに配慮していただきながら、できる範囲の作業を引き続いて行っていただければ幸いです。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 30分懇談が行われたという時間の説明はあったのですが、内容について私お聞きしているのです。長瀬の観光についていろいろ話し合いはあったのかなかったか、30分話ししていると何かいろんなことが言えたり、また言われたりとかあったのではないかとということでお聞きしたわけです。

それから、桜の手入れは観光協会に委託しているから、そちらのほうでということでもありますけれども、実際のところ観光協会もやってくれていますけれども、ほとんど観光協会の依頼というよりも、もう10年から先、桜と松等を守る会という法人は独自にいろんな箇所を見つけながら作業していると。観光協会も協力しているぐらいの状態にいると思うのです。

ですから、観光協会のほうの費用にそういうので高所作業車等の費用を盛り込んだ上であるならば、それもできるかと思うのですけれども、あくまでもこうボランティアをやります、非常に危険な状態もありますという中で、少しでもこう見ていただきたいという上から、町はそのぐらいの配慮をしてもいいのではないかとということで質問いたしました。

産業観光課長は予算づけを上げているかどうかわかりませんが、そういうふうなことの必要性というのは非常にあると思うのです。安全にできる範囲で結構です。でも、実際のところいろんな面でこう

桜が枯れ枝が目立ってくる。そうすると、非常に見ばえもしくなくなりますので、長瀬は桜の名所と言われておりますので、手入れというものが結構必要なのです。そうでないと、雪のときなんかも雪折れで大分折れたりします。そうすると、結局通行車両等が傷つくというふうなこともあり得るわけです。そういうようなことも含めれば、桜の管理が十分にされているとも言いきれないかと思うのです。そういう面で、結局こう早目早目に必要なものを手入れしておく。そして、結局見ていると桜と松等を守る会はちゃんと切った後に、それが腐らないようにということでわざわざ切り口に薬をつけています。切るのも手を伸ばせばのこぎりで切れますけれども、切った後に切り口に保護剤を塗るというのは大変危険な作業というふうに見えます。そういうふうなことから、高所作業車の一部導入というのは非常に有効になってくるし、町でも絶対桜を守る上で、通路を守る上で大事なのではないかということから、あえてさらに質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 新井議員の再質問にお答えいたします。

正確な時間を申し上げたいと思います。実は、上田知事は長瀬町は25分しか滞在時間がございませんでした。その中で観光行政についてというお話は一切されませんで、とにかく25分の中でNPO法人のされている活動、これを写真で撮っていただいたものを見せながらこういう活動をしていますという説明をし、その後すぐに皆様方が作業されているところにお邪魔して、作業の様子を見ていただき、そしてまたその後写真撮ったということで、25分の中で全てのセレモニーを終えたわけでございまして、短い時間でございましたので、観光についてのお話をするとかということは一切ございませんでした。

それと、高所作業車のお話でございしますが、桜の管理をNPO法人桜と松等を守る会にやっていただいておりますけれども、そのほかにも観光協会さんとして、例えば信号機が桜で見えないとか、そういうところの話は観光協会に行きまして、観光協会のほうで対応をさせていただいております。

そういうことで、桜の管理という部門でお金を町が出しておりますので、NPO法人さんのほうで高いところを切るのがちょっと難しいというようなお話がございましたらば、観光協会さんのほうにお話をいただいて、観光協会と話し合いの中で予算が足りないというような状況になったときには町のほうに観光協会からお話をさせていただければよいのではないかなと、私は思っております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） それでは、今現在はそういうふうに桜と松等を守る会に直接は出さないということですが、観光協会のほうに通報するなり依頼をする。こういう状況がありますよと言ったならば、観光協会のほうでは結局数をまとめるのか、すぐに対応するのか、いろいろと判断あるかと思っておりますけれども、とにかくその手入れをしっかりとさせていただけるということなのですか。

私は、桜の並木が安心安全に管理されて通行できれば、よりいいわけです。作業をいろいろやってくれる人たちが、もしより安全にされるのであれば、なおいいなという面から質問しているわけなので、ぜひ桜の管理は観光協会にやってあるから、そちらのほうに言ってくださいと言うだけではなくて、しっかりと町のほうは対応してもらいたいというふうに思います。

以前は、観光課の職員も町のトラックを持ってきて、一生懸命枯れ枝というか、切り落とした材料等を搬出していました。そういうふうな最近はどうも手伝いもないまま法人のいわゆるボランティアだけで進められているようですけれども、そういうふうな面から町が協力をうんと引いてきているのです。実際のと

ころ手を引いてきています。そういう面でいろんなことが円滑にできるよう、安全に進められるように配慮してほしいというふうなことをお願いしておきます。

以上です。

○議長（野原武夫君） 返答要らないですか。

○9番（新井利朗君） はい。

○議長（野原武夫君） 次に、6番、大島瑠美子君の質問を許します。

大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 6番、大島瑠美子です。質問いたします。

まず、建設課長にお願いします。除雪対策について、ことしの2月に降った大雪により国県道や町道で通行できない箇所が多く見受けられました。ことしの冬も大雪に見舞われる可能性があります。

そこで、町道等の除雪について再検討し、迅速に対応できるよう対策を考えておくことが重要です。町ではどのような対策を考えているのか伺います。

○議長（野原武夫君） 建設課長。

○建設課長（横山和弘君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

町道等の除雪対応につきましては、引き続き町内の土木業者と除雪業務委託契約を締結し、実施してまいります。

また、今回の大雪の状況を踏まえて除雪路線の見直しを行いました。今までは幹線道路や通学路を中心に町で指定しておりましたが、地域の実情を取り入れるため、各行政区長さんからの要望をお聞きするとともに、除雪を行っている委託業者の方々の意見も聞き、検討を行いました。その結果を8月の区長会議で説明させていただき、ご了承をいただいております。

また、委託業者だけでは相当の時間がかかるような大雪の場合は、前回の大雪のときにもお願いいたしました小規模な事業所にも応援要請できるよう体制を整備いたしております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 除雪対策について、きめ細かなということで、小規模な事業所にも頼んでということがすごくよくなったと思います。

前回のときには、大きい建設業者とか土木業者だけだったので、来るのがすごく遅かったのです。それで、民間のほうからお金を出してもいいから先にやってもらわなくてはというので、なおのことおくらせていまして、そして小規模な業者に頼んで。だけれども、小規模で1時間3万円なんていう金額は知りませんでしたので、3時間も4時間もやってももらってもみんなから3,000円ずつ集めて、それで勘弁してくれないというので、それでやったというのがありますので、今度は小規模な方も町のほうでしてやっていただければ、要するに1時間当たり大体約3万円のお金が出るという計算にはなります。計算すると1時間当たり3万円でしょう、あれは。

〔「そうだよ」と言う人あり〕

○6番（大島瑠美子君） そうですね、大体。

そうですので、ぜひ小規模のほうの小さいところのブルドーザーを持っているところには早くに連絡していただきまして、それでやってほしいと思います。

それから、私ごとで大変あれなのですけれども、野上の停車場線の県道がありますよね。あそこは誰も来てくれなかったのです。それで、梶野さんがいたので梶野さんにやってもらったら、これは金が取れないところだよと言いながら、でもみんな顔を知っていたので、それでやってもらったのですけれども、そのお金というのは頼んで、その県道がありますよね、野上駅前だとかという。その県道につきましては、ここをやってもらったからというので、役場から県土整備事務所のほうへ連絡してもらえば梶野さんのところにお金が入るようになるのかどうか、それを聞きたいと思います。難しい質問ですね。

○議長（野原武夫君） 建設課長。

○建設課長（横山和弘君） 県道の整備につきましては主要県道、一般県道は県のほうで委託業者と契約を締結し、除雪を行っております。恐らく昨晚も委託業者が塩カルを国県道はまいているかと思えます。

3桁県道といいますか、停車場線につきましてはなかなか需要頻度が低いということで県土が出ている状況でありまして、一般県道と主要県道よりは除雪の対応が遅くなっていると。実際ことしの2月の大雪に対しましては除雪が入らなかった状況です。そのため地元の方がボランティアで実際やっている状況になってしまいましたけれども、その除雪に関しましては一応また県土のほうにもう一度県道ですので、県で整備して、除雪していただくよう要望していきたいと思います。

それと、町内の除雪業者が県道をやっていたということなのですが、その状況をちょっと私のほうで把握していなかったのですが、町内の業者と除雪委託業者で一般的には契約しておりまして、長瀬町で契約しているのは1社だけです。ですから、梶野さんがやっていたのはあくまでもボランティアということになっていないかと思いますが、ちょっとその状況を把握していませんでしたので、その辺はちょっと詳しく、正式にはちょっとお答えできかねます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） では、これでよくわかりましたので、もしも違う人とか来ないので梶野さんが通りかかったのも、ぜひと言ってやってもらったのですけれども、気がいいからいいかなと思いますけれども、何しろお金が1時間3万円という金額を皆さんが知っただけでも、この大雪というのはすごく勉強になりました。ありがとうございました。

次に、健康福祉課長をお願いいたします。児童虐待の早期発見と対応策について。親が子供に虐待を加え死亡させたという報道が後を絶ちません。当町では、子育てに行き詰まり、このままでいると子供に虐待をしてしまいそうといった家族からの相談を受けたことはあったのか、家族以外から虐待ではないかといった通報を受けたことがあったのか、伺います。

また、虐待を早期に発見し、対応できるようどのような体制をとっているのか伺います。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（染野真弘君） 大島議員の質問にお答えいたします。

子供の虐待については、長瀬町でも事例がございます。

相談につきましては、当事者、あるいは配偶者からの相談や幼稚園、保育園、小中学校の先生方からの相談もあります。

対応については、継続して相談を受ける事例、関係機関と連携を図り対応を協議する事例、また月2回

来庁する臨床心理士にカウンセリングを依頼する事例等、ケースによりさまざまでございます。

また、通報についてですが、小中学校、保育園等からの通報で発覚するものや、近隣の人から、また最近では医療機関からの通報もございます。

国、県の指導により虐待の通報があった場合は、48時間以内に直接目視の安全確認を行うということが原則になっておりますので、担当職員、または児童相談所の職員とともに直ちに安全確認を行っております。

対応の体制については、関係機関と連携を図り、必要に応じてケース検討会議を実施し、連携方法や役割分担、今後の方針等を協議いたします。常に児童の安全確認、家庭訪問、面談等を行っております。さらに、長瀬町要保護児童対策協議会を開催し、関係機関が集まり、継続的に検討し、経過を見守っている事例もございます。

また、虐待電話として町の携帯電話を健康福祉課職員2名が所持し、24時間対応できる体制をとっております。町の広報やホームページに掲載し、町民への周知を図っております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） ちょっとはっきりしたことが聞きたいのです。

今の話は、受けたことがありますというのですけれども、家族からの相談を受けたことがありましたかありませんでしたか。それで何件だったのだろうねと。

それから、家族以外からは、このうちは虐待ではないかという通報を受けたことがあって、それが大体何件ぐらいあったか、その件数がちょっと知りたいと思ったのですけれども、教えてください。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（染野真弘君） それでは、虐待等の通報の件数でございますが、昨年度ですが、新たに長瀬町の要保護児童対策協議会で新規に図ったケースにつきましては、身体虐待1人、ネグレクト、養育放棄でございますが、そちらが2人、母親の精神疾患による見守り1人の計6人となっております。そのほかに見守り等を行っている家庭は10件ほどございます。

昨年度の全体の長瀬町の要保護児童対策協議会で取り上げた事例でございますが、7世帯12人で、内容的には身体虐待が6人、ネグレクト、養育放棄でございますが、4人、不登校1人、母親の精神疾患による見守り1人という状況になっておりまして、はっきり区分ができない事例がほとんど、かなりの件数がございますが、身体と心理などとしてネグレクトとして区分しているケースなどがございます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 細かいことまでもいろいろ今言っていたので、よかったと思うのですけれども、何しろこの虐待というのはいざ発作的にお母さんたちだとかというのと、あと一番かわいそうなのがネグレクトとかというので御飯をくれないとか、おむつまで食っていたとか、銀紙まで食っていたというのがいて、本当に痛ましいと。要するに生きていくすべを知らない子供たちが一生懸命頑張って生きていくということですので、目を離さないで、それからこういうケースがあるという人はまたいつ再発するかもわからないのですので、この担当者ですか、担当者と関係する機関だとかという方には、暮れからお正月になってくるとお金がすごく必要になるところでありますので、そんなこと言ったら金なんかないのだよと、よく言えば子供はもう黙っているというのが多いです、しますので、この12月、お正月が来る

前にあの子はもう少し面倒を見てやればよかったかななんていう、大ごとにならないような対策をとっていただくことを切にお願いいたします、この2番の虐待は終わりにしたいと思います。

次に、総務課長にお願いいたします。職員資質向上のための研修の充実についてです。地方分権改革の進展や少子高齢化社会、地方創生、町民ニーズの多様化など、目まぐるしいスピードで社会構造が大きく変革しています。こうした状況を的確に捉え対応できるよう職員の資質を高めるため、より一層職員研修の充実や自己研さん意欲を向上させ、組織力を強化していく必要があると思いますが、町の考えを伺います。

○議長（野原武夫君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、行政事務は急速なスピードで複雑、多様化しております。したがって、限られた人員で行政サービスを提供するためには、職員の人材育成を図ることが求められており、職員個人のレベルアップが必要となります。

能力開発の基本は、職員が主体的に取り組む自己啓発で、職員は職務の円滑な遂行のため住民ニーズや社会情勢の変化などに常に注意を払い、広い視野と知識を養うなど、絶えず自己啓発を図る必要があります。

そのほか職場の先輩、上司が、職場内で仕事をしながら仕事に必要な知識、技術などを指導する職場内研修、基礎的な知識、技術、専門的な知識、技術を集中的に学習する職場外での研修、この職場外研修は他団体の職員との交流や情報交換の場となり、意識啓発が図られる有意義な研修の一つでございます。

このように資質の向上にはいろいろな方法がありますが、職員一人一人が常に目的意識と高い意欲を持ってみずからの能力開発に努めることが必要なものと思います。

組織としての各業務の研修は、基本的にはそれぞれの担当分野で初任者研修や専門研修、会議や説明会などが行われており、各担当職員が参加し、実務に役立てております。

また、総務課で所管する研修につきましては、公務員として一般的な法令を習得する研修や接遇、交渉力向上のための研修など、埼玉県と埼玉県内市町村で構成する彩の国さいたま人づくり広域連合で行っており、職員を参加させております。

また、さらに深く学ぶための専門研修として税務部門の研修など、該当する職員がいる場合は千葉県内にあります市町村アカデミーへの研修受講をさせております。

さらに、町独自の研修や郡町村会の研修などでは、メンタルヘルス研修、安全運転研修、災害時に対応するための研修なども定期的に行っております。

以上のような研修の状況でございますが、組織としては限られた職員でよりよい住民サービスが提供できるよう、また職員からの自己申告などで希望する研修なども把握して、研修を受ける機会を確保したり、自己啓発に取り組みやすい職場の環境づくり、体制に心がけていき、職員の資質の向上に努めております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） いつもどおりの研修をやっていただいているということで、このくらいのものかなというのですけれども、一つ、この公務員と、それから民間の人たちの違いというのは、民間の人たちというのは自分のお金を出して、研修が何々のスキルアップのためにお金を出して、そして年休をとってでもその研修に行って資格を取りたいとか、これだけはちゃんと講演を受けておきたいというふうな意欲

のある人がいっぱいいるという話を聞いていますし、またそういう現場も聞いたり、見たりもしています。

総務課長、役場ではいろんな何かの研修でいっぱいここに来ますよね。それを回覧板で回して、それでというので丸をつけてくださいとかということもあるかとも思うのですが、私は何々の資格を取りたいので、これこれこうだからというふうな話というのは言ってきたことは聞いたことがありますか。

それからあと、今要するに課長になるためのステップアップとしまして、係長試験というのは今もやっているのでしょうか。それで、今現在係長の試験に受かっていて、まだその役職というの、主幹だとかなんとかと、その職についていない職員さんというのは何人ぐらいいますか、二、三人ですか。それだけ教えてください。

○議長（野原武夫君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 大島議員の再質問にお答えいたします。

まず、職員から資格取得したいという話でございますけれども、以前には社会福祉士主事の任用資格のスクーリングとか取りたいということで、何人かそういう形で取っている職員もおります。

介護士については、以前ヘルパーとか取っている方はいらっしゃったと思いますけれども、ちょっと現在は把握しておりません。

あと、地域包括等で主任ケアマネですとか、その辺の職員等は休みの日も浦和のほうまで研修に単独で行ったりしている職員もおるようです。

それから、2点目の係長級試験の関係につきましては現在も行っております。現在職名といたしますと主査級ということでございますが、受かっていて主査級になっていない職員はおりません。

また、そのほか現在は管理職になる希望昇任等の制度も設けております。係長級、主査級から主幹、主幹級から課長級へなりたい希望の職員につきましては作文的なものですとか、面接ですとか、当然ふだんの仕事、勤務成績等も踏まえて昇任等をするようにしております。

以上でございます。

○6番（大島瑠美子君） では、いいです。終わります。

○議長（野原武夫君） 以上で通告のあった一般質問は全部終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（野原武夫君） 日程第4、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今期定例議会に町長から提出された議案は、議案第38号から議案第46号までの9件でございます。

議案は、お手元に配付してあるとおりでございます。個々の議案内容の報告は省略させていただきます。各議案に対する提案理由、その他内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第38号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第5、議案第38号 長瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第38号 長瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の提案理由を申し上げます。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律による児童福祉法の改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準について条例で定める必要が生じたので、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（染野真弘君） それでは、議案第38号 長瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例につきまして、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律による児童福祉法の改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準について条例で定める必要が生じたものでございます。

現在町で実施しています放課後児童クラブ事業につきましては、埼玉県放課後児童クラブ運営基準により実施されておりまして、現在の県の基準は国の示した基準とほぼ同様の基準になっているものでございます。

それでは、内容についてご説明申し上げます。

第1条は、この条例の趣旨を定めたもので、児童福祉法の規定に基づき放課後児童健全育成事業の設備及び運営についての基準を最低基準とするものでございます。

第2条は、最低基準の目的を定めたもので、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとするものでございます。

第3条は、最低基準の向上を定めたもので、設備及び運営を向上するよう町長が勧告することができるものとするものでございます。

第4条は、最低基準と放課後児童健全育成事業者を定めたもので、設備及び運営を向上させなければならないとするものでございます。

第5条は、放課後児童健全育成事業の支援は小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携のもと、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的とするなどの一般原則を定めたものでございます。

第6条は、放課後児童健全育成事業者と非常災害対策を定めたもので、非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならないとするものでございます。

第7条及び第8条は、放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件や職員の知識及び技能の向上等を定めたものでございます。

第9条は、設備の基準を定めたもので、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備え、専用区画の面積は児童1人につき設備部分を除いておおむね1.65平方メートル以上でなければならないとするものでございます。

第10条は、職員を定めたもので、放課後児童健全育成事業所ごとに放課後児童支援員を2名以上置かなくてはならないとするもの及び放課後児童支援員に該当するものを定めたものでございます。

第11条から第13条は、利用者を平等に取り扱う原則及び虐待等の禁止並びに衛生管理等を定めたものでございます。

第14条は、運営規程を定めたもので、放課後児童健全育成事業所ごとに重要事項に関する運営規程を定めておかなければならないとするものでございます。

第15条から第17条は、放課後児童健全育成事業者が備える帳簿及び秘密保持等並びに苦情への対応を定めたものでございます。

第18条は、開所時間及び日数を定めたもので、放課後児童健全育成事業所を開所する時間は第1項第1号で小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業は午前7時30分から午後6時30分までの時間とし、第2号で小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業は、授業の最終時から午後6時30分までの時間とするものでございます。

第2項で同事業所を開設する日数について、原則として1年につき250日以上開設するものとするものでございます。

第19条から第21条は、保護者との連絡及び関係機関との連携並びに事故発生時の対応を定めたものでございます。

次に、附則でありますが、第1項の施行期日ですが、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行日から施行するもので、平成27年4月1日になるものでございます。

第2項の職員の経過措置でありますが、平成32年3月31日までの間第10条第3項の規定の適用については同項中修了したものとあるのは、平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含むものとするものでございます。

第3項の長瀬町放課後児童クラブ室設置条例の一部改正につきましては、別添の参考資料の長瀬町放課後児童クラブ室設置条例新旧対照表をごらんください。

長瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例第10条に職員の規定がされることから、長瀬町放課後児童クラブ室設置条例第6条の指導員の規定を削り、第7条を第6条とする一部改正をするものでございます。

以上で議案第38号 長瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の説明を終わらせていただきます。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第38号 長瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。



◎議案第39号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第6、議案第39号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第39号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

国の特別職や他団体の特別職の期末手当の引き上げ、職員の勤勉手当の引き上げにあわせて議会議員の期末手当についても改定を行いたいため、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 議案第39号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

町長の提案理由の説明にもありましたとおり、国の特別職の職員や他団体の特別職の期末手当の引き上げ、町職員の勤勉手当の引き上げにあわせて議会議員の期末手当についても改定を行いたいものでございます。

今回の一部改正条例は、2つの条で構成しており、第1条は平成26年12月期の期末手当の支給割合、第2条は平成27年4月以降の期末手当の支給割合を改めるものでございます。

それでは、第1条についてご説明いたします。参考資料の議案第39号、第1条関係新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。12月期の期末手当の支給割合を100分の15引き上げ、100分の155を100分の170に改め、年間支給割合を100分の310とするものでございます。

続いて、第2条についてご説明申し上げます。裏面の第2条関係をごらんいただきたいと思っております。期末手当の年間の支給割合100分の310は変えずに、6月期の支給割合を100分の145から100分の147.5に、12月期の支給割合を100分の170から100分の162.5に改めるものでございます。

議案にお戻りいただければと思っております。附則をごらんいただきたいと思っております。

附則第1項は施行期日でございます。先ほど申しましたとおり、この条例は公布の日から施行するものですが、第1条の規定は平成26年12月1日から適用し、第2条の規定は平成27年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、期末手当の内払いを定めたもので、既に支払われた12月期の期末手当は改正後の期末手当の内払いとみなすものでございます。

以上で議案第39号の説明とさせていただきます。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第39号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。



◎議案第40号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第7、議案第40号 町長及び副町長の諸給与条例の一部を改正する条例及び教育委員会教育長の諸給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第40号 町長及び副町長の諸給与条例の一部を改正する条例及び教育委員会教育長の諸給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

国や他団体の特別職の期末手当の引き上げ、職員の勤勉手当の引き上げにあわせて町長、副町長及び教育長の期末手当についても改定を行いたいため、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 議案第40号 町長及び副町長の諸給与条例の一部を改正する条例及び教育委員会教育長の諸給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明いたします。

町長の提案理由にもありましたとおり、国の特別職の職員や他団体の特別職の期末手当の引き上げ、町職員の勤勉手当の引き上げにあわせて町長、副町長及び教育長の期末手当についても改定を行いたいもの

でございます。

今回の一部改正条例は4つの条で構成しており、第1条、第2条は町長及び副町長の諸給与条例の一部改正、第3条及び第4条は教育委員会教育長の諸給与に関する条例の一部改正となっております。いずれも期末手当の支給割合を改めるものでございます。

それでは、第1条から説明申し上げます。参考資料の議案第40号新旧対照表第1条関係をごらんください。

町長、副町長の12月期の期末手当の支給割合を100分の15引き上げ、100分の155を100分の170に改め、年間支給割合を310とするものでございます。

続いて、第2条について説明申し上げます。2ページをごらんください。期末手当の年間の支給割合310は変えずに、6月期の支給割合を100分の140から100分の147.5に、12月期の支給割合を100分の170から100分の162.5に改めるものでございます。

続いて、教育長の期末手当でございますが、町長、副町長と同様に改めるものでございます。

3ページをごらんください。12月期の期末手当の支給割合を100分の155を100分の170に改めるものでございます。

続いて、4ページをごらんいただきたいと思っております。100分の140を100分の147.5、100分の170を162.5に改めるものでございます。

議案の附則をごらんいただきたいと思っております。

第1項は施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行するものですが、第1条と第3条の規定は平成26年12月1日から適用し、第2条と第4条の規定は平成27年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、期末手当の内払いを定めたもので、既に支払われた12月期の期末手当は改正後の期末手当の内払いとみなすものでございます。

以上で議案第40号の説明とさせていただきます。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第40号 町長及び副町長の諸給与条例の一部を改正する条例及び教育委員会教育長の諸給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。



◎議案第41号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第8、議案第41号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第41号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

国家公務員及び他団体の職員との給与の均衡を図るため、給料月額の見直し、勤勉手当の引き上げ等を実施したいため、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 議案第41号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

町長の提案理由の説明にもありましたとおり、人事院の勧告に基づく国家公務員及び埼玉県や他団体の職員との均衡を図るため、当町でも職員の給与改定や給与制度の総合的見直しを行いたいため、改正させていただきたいものでございます。

今回の一部改正条例は2つの条で構成しており、第1条は官民格差等に基づく平成26年度の給与水準の改定、第2条は給与制度の総合的見直しの内容を盛り込んでおります。

それでは、第1条についてご説明いたします。参考資料の議案第41号、職員の給与に関する条例新旧対照表、第1条関係をごらんください。最初に、第8条の4、通勤手当でございますが、車などの交通用具使用者に係る通勤手当について、民間企業の支給状況などを踏まえ、距離の区分に応じ100円から7,100円までの幅で引き上げさせていただくもので、平成26年4月1日から適用するものでございます。

2ページをごらんください。第14条の7、勤勉手当でございます。3ページにかけてでございますが、勤勉手当の支給割合を引き上げるもので、常勤の職員にあっては勤勉手当を0.15月分引き上げ、再任用職員にあっては0.05月分引き上げるもので、平成26年12月1日から適用するものでございます。

次に、3ページの中ほど、附則でございますが、これは制定附則になりますが、第7項で現在該当職員はおりませんが、6級職員に対しまして給与の減額を行うものですが、そのうちの勤勉手当の減額割合を改めるものでございます。

次に、給料表の改正でございますが、後ほど議案の中で説明を申し上げます。

4ページをごらんください。第2条についてご説明いたします。第2条は、平成27年度以降国や県に準じて給料表や諸手当を見直す給与制度の総合的な見直しでございます。

第8条の5、単身赴任手当でございます。当町では該当するケースはほとんどないと考えられますが、異動に伴いやむを得ず家族と別居し、単身赴任をする場合に経済的負担の実情等を考慮して支給している単身赴任について、国や県に準じて改定を行うもので、基礎額を2万3,000円から7,000円引き上げ3万円に、加算額の限度を4万5,000円から7万円に引き上げるものでございます。

次に、第14条の2、管理職員特別勤務手当でございますが、この手当も最近では支給実績がございませんが、第2項では災害への対処その他の臨時または緊急の必要に応じ、管理職員が週休日等以外の日の午前

零時から午後5時までの間に勤務した場合は手当を支給するように改正するもので、第3項では手当の額を定め、第1号は土日祝日等の週休日等に勤務した場合の規定で額の変更はございませんが、号立てに改め、第2号は週休日等以外の日の夜間の勤務1回につき6,000円を超えない範囲内で規則で定める額とするものでございます。

次に、5ページの第14条の7、勤勉手当でありますが、勤勉手当の支給割合を改めるもので、常勤の職員にあっては6月期及び12月期の勤勉手当を各0.075月分引き上げ、再任用職員にあっては各0.025月分を引き上げるものでございます。

次に、第14条の9、再任用職員についての適用除外の規定でありますが、単身赴任手当を適用除外から削り、再任用職員にも単身赴任手当を支給することができることに改めるものでございます。

次に、6ページをごらんください。制定附則第4項でありますが、現在該当者はおりませんが、行政職給料表、6級職員で55歳を超える職員に給与の減額を行います。その期間を当分の間から平成30年3月31日までの間に改めるもので、第7項は6級職員に対しまして給与の減額を行います。そのうちの勤勉手当の減額割合を改めるものでございます。

次に、議案にお戻りいただきたいと思っております。2ページをごらんいただきたいと思っております。別表第1の行政職給料表でありますが、これは一般の職員でございます。

5ページにつきましては、以降が別表第2で、医療職給料表で保健師に適用しております。今回の給料表の改正は、初任給を中心に若年層に重点を置いて引き上げ、中高年齢層は据え置きで、平均で0.3%引き上げるものでございます。

これらの表につきましては、平成26年4月1日から適用するものでございます。

次に、平成27年4月1日からの給料表の改正として、10ページからでございます。別表第1、行政職給料表が10ページからで、13ページ以降が別表第2、医療職給料表で、これら国や他団体に準じ、給与制度の総合的な見直しとして給料表を平均2%引き下げるものでございます。

次に、17ページをお開きください。この一部改正条例の附則でありますが、附則第1条は施行期日等でございます。第1項でこの条例は公布の日から施行するものですが、第2条並びに附則第4条から第7条までの規定は平成27年4月1日から施行し、第2項では先ほども申し上げましたとおり、第1条の通勤手当と給料表の改正は平成26年4月1日から適用し、勤勉手当については平成26年12月1日から適用するものでございます。

第2条は、平成26年4月1日改定日前の異動者の号給の調整について定めたものでございます。

第3条は、給与の内払いを定めたもので、既に支払われた給与は改正後の給与条例の規定による内払いとみなすものでございます。

第4条は、切替日前の異動者の号給の調整を定めたものでございます。

第5条と第6条は、給料の切りかえに伴う経過措置を定めたもので、給料月額が平成27年3月31日において受けていた給料月額に達しない場合は平成30年3月31日までの間給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給し、現給保障をするものでございます。

第7条は、平成30年3月31日までに単身赴任手当に関する特例を定めたもので、第8条は町規則への委任規定で、第9条は長瀬町職員の育児休業等に関する条例の一部改正をこの附則で改めるもので、不必要となりました引用条文を削るものでございます。

以上で議案第41号の説明とさせていただきます。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 済みません、今これ説明してもらったのですけれども、何だか一番最初0.27%引き上げさせてもらって、そしてまた27年に2%引き上げなんて変なこと言ったのだけれども、理解できないのですけれども。何、これ。上げたり下げたりということ。

○議長（野原武夫君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 今年度の給料表につきましては、0.3%ほど引き上げるようになっております。

具体的には、最高で月額2,000円、新採用職員ですとか若手職員が引き上がる形となっております。昇給する職員の割合といたしますと約半数で、約半数は昇給しない形の給料表でございます。

国のほうで給与制度の総合的な見直しといたしまして、地域ごとの民間賃金が特に高齢層職員ですとか高いのではないかとということが言われておりまして、第2条のほうで今度は平均2%引き下げるものです。

これにつきましても若手職員、新採用職員については引き下げがゼロとなっております。これ、いわゆる1級主事級です。管理職4級、5級、6級とかになってきますと2%以上の引き下げでございます。

ただし、給料についても生活給ということでございますので、激変緩和措置として3年間は現在のもらっている給料額は保障するというところでございます。給料につきましては生計費ですとか、国とか他団体の職員、また民間企業の従業者との給与、その辺を考慮して定めなければならないという規定がございますので、国県等に準じた形で今回見直しさせていただきたいものでございます。

以上です。

○議長（野原武夫君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第41号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。



◎議案第42号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第9、議案第42号 長瀬町保育の実施に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第42号 長瀬町保育の実施に関する条例を廃止する条例の提案理由を申し上げます。

子ども・子育て支援法の施行に伴い、長瀬町保育の実施に関する条例を廃止したいので、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（染野真弘君） 議案第42号 長瀬町保育の実施に関する条例を廃止する条例についてご説明いたします。

長瀬町保育の実施に関する条例は、昭和62年4月より施行され、主に保育の実施基準について定めておりましたが、子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法施行規則等の施行に伴いまして、保育が必要な児童について保育を実施することとなるため、保育の必要性の認定基準が同法施行規則等で規定されておりますので、長瀬町保育の実施に関する条例を廃止するものでございます。

なお、附則でございますが、この条例は子ども・子育て支援法の施行日から施行するとありますが、これにつきましては平成27年4月1日となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第42号 長瀬町保育の実施に関する条例を廃止する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時25分

再開 午後2時40分

○議長（野原武夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第43号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第10、議案第43号 平成26年度長瀬町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第43号 平成26年度長瀬町一般会計補正予算（第4号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,078万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を36億7,743万1,000円にしようとするものであります。補正内容は、歳入では、国庫支出金、県支出金、繰越金、諸収入等の増額及び町債の減額、歳出は議会費、総務費、民生費、商工費、土木費、消防費、教育費の増額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について、企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、議案第43号 平成26年度長瀬町一般会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

まず、予算書の1ページをごらんください。第1条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,078万7,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億7,743万1,000円とするものでございます。

次に、第2条地方債の補正でございますが、6、7ページをごらんください。学校施設整備事業に借り入れる予定でありました地方債につきまして、がんばる地域交付金の交付が決定されましたことにより、その交付金を充当させていただくため借り入れ予定の530万円を減額し、右のページでございますが、補正後の限度額を3億1,488万5,000円とするものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明申し上げます。12、13ページをごらんください。まず、歳入の補正内容でございますが、第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目民生費国庫補助金、第1節社会福祉総務費国庫補助金32万4,000円は、年金生活者支援給付金支給準備市町村事務取扱交付金で、国の内示によるものでございます。

第4目教育費国庫補助金、第2節幼稚園費国庫補助金2万9,000円は、幼稚園就園奨励費の支給対象者がふえたことによる増額でございます。

第5目総務費国庫補助金、第1節企画総務費国庫補助金684万2,000円でございますが、社会保障税・番号制度システム整備費国庫補助金66万3,000円は、社会保障税・番号制度システムの中間サーバーを整備するための補助金でございます。

がんばる地域交付金617万9,000円は、景気回復が波及していない財政力の弱い市町村が行う地域活性化に向けた事業に対し交付されるものでございます。なお、この交付金は長瀬中学校剣道場屋根改修工事、町道整備工事に充当させていただきます。

次に、第15款県支出金、第1項県負担金、第2目民生費県負担金、第2目保険基盤安定県負担金64万6,000円は、低所得者への後期高齢者医療保険料の軽減分に対する県からの負担金でございます。

第2項県補助金、第1目民生費県補助金、第3節社会福祉医療費県補助金52万9,000円は、ひとり親家

庭等医療費支給に対する県補助金で、第4節児童福祉医療費県補助金45万1,000円は乳幼児医療費の支給に対する県補助金でございます。

第6目商工費県補助金、第1節観光費県補助金190万円は、ふるさと創造資金広域連携支援事業県補助金で、サイクルステーション建設に伴います補助金でございます。

次に、第18款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、第1節前年度繰越金350万円は、平成25年度繰越金の算出誤りによります繰越額の増額でございます。

第19款諸収入、第5項雑入、第2目雑入190万円は、秩父地域おもてなし観光公社からサイクルステーション建設に伴います協力金でございます。

第20款町債、第1項町債、第2目教育債、第2節学校施設整備事業債530万円の減額でございますが、先ほどがんばる地域交付金でご説明申し上げましたが、がんばる地域交付金を中学校剣道場屋根工事に充当するため、借り入れ予定の町債を減額するものでございます。

次のページをごらんください。第21款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金996万6,000円は、歳出額との不足額を繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出補正の内容につきましてご説明いたします。16、17ページをごらんください。第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費、補正額29万3,000円は、議会議員の期末手当の引き上げに伴い期末手当に不足額が生じるため増額するものでございます。

続きまして、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、補正額302万円につきまして、主なものとしまして第3節職員手当等232万7,000円は、国や埼玉県、他団体の給与改定に準じて行う町職員の給与改定や特別職の期末手当の改定に伴い給与費に不足が生じるため増額するものでございます。

第13節委託料64万8,000円は、マイナンバー制度に伴い個人情報保護に関する例規等の整備や行政手続条例の整備に伴う経費でございます。

第14節使用料及び賃借料4万5,000円は、高速道路等の通勤割引サービスがなくなったため、通行料に不足が生じたため増額するものでございます。

第9目自治振興対策費、補正額14万5,000円は、防犯灯の電気料に不足が生じるため増額するものでございます。

第2項企画費、第1目企画総務費、補正額66万3,000円は、番号制度共同利用システム利用負担金で、中間サーバーを整備、運用します地方公共団体情報システム機構へ中間サーバー等を整備するための負担金で、全額国庫補助金で行うものでございます。

続きまして、第3款民生費、第1項社会福祉費、第3目社会保険費、補正額105万8,000円は、ひとり親家庭等への医療費が予定よりふえたため増額するものでございます。

第4目老人保険費、補正額231万円は、埼玉県後期高齢者医療広域連合への負担金の減額や療養給付費負担金の増額、第28節繰出金は特別会計への繰出金の確定によるものでございます。

第2項児童福祉費、第2目児童扶助費で補正額178万6,000円は、こども医療給付費の増加により増額するものでございます。

第3項国民年金費、第1目国民年金総務費、補正額32万4,000円は、年金生活者支援給付金の給付に向け、受給資格を判定するためのシステムの改修費で全額国庫補助金で行います。

次のページをごらんください。第7款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費、補正額200万円は、さきの大雪で被害を受けました中小企業者が災害復旧支援の融資制度を利用した場合に利子補給を行うも

のでございます。

第2目観光費、補正額356万1,000円でございますが、第15節工事請負費350万円は秩父地域全体で行います広域レンタサイクル事業でサイクルステーションを設置するための工事費で、県補助金2分の1、秩父地域おもてなし観光公社からの協力金2分の1で、全額補助金等で行うものでございます。

第18節備品購入費6万1,000円は、観光情報館に授乳スペースを確保するための椅子、アコーディオンドア等の購入費でございます。

続きまして、第8款土木費、第1項道路橋梁費、第1目道路橋梁総務費、補正額24万8,000円で、物品修繕6万円は測量機器の修繕で、施設修繕費18万8,000円は道路照明灯の修繕を行うための経費でございます。

第2目道路維持費、補正額40万円は、町道を補修するための修繕費に不足が生じたため増額するものでございます。

第3目道路新設改良費、補正額はゼロ円でございますが、財源の内訳欄の167万9,000円は、歳入でご説明いたしましたがんばる地域交付金の充当により財源の組み替えを行うものでございます。

第4項都市再生整備計画事業費、第3目住宅等整備費、補正額170万円でございますが、旧雇用促進住宅野上宿舍敷地内にあります電柱2本の移設に伴います補償費でございます。

続きまして、第9款消防費、第1項消防費、第2目非常備消防費、補正額10万5,000円は、消防ポンプ自動車の入れかえに伴います経費でございます。

続きまして、第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費、補正額135万2,000円は、国や埼玉県、他団体の給与改定に準じて行う町職員の給与改定や特別職の期末手当の改定に伴い給与費に不足が生じたため増額するものでございます。

なお、補正額の財源内訳欄の増減は歳入でご説明いたしましたがんばる地域交付金の充当により財源の組み替えを行い、地方債の借入れを減額するものでございます。

次のページをごらんください。一番上の欄でございますが、第20節扶助費25万6,000円は、要保護・準要保護児童生徒への援助費で、当初見込みより対象者がふえ、扶助費に不足が生じたため増額するものでございます。

第2項第一小学校費、第1目学校管理費、補正額57万8,000円は、プールの漏水等により光熱水費に不足が生じたため増額するものでございます。

第3項第二小学校費、第1目学校管理費、補正額9万7,000円は、コードレス電話を新たに設置したことにより電話料に不足が生じたため増額するものでございます。

第5項幼稚園費、第1目幼稚園費、補正額14万3,000円は、幼稚園への中途入園者が予定を上回ったため、補助金に不足が生じたため増額するものでございます。

第6項社会教育費、第3目文化財費、補正額59万4,000円は、旧新井家住宅の麦わら屋根が傷んでいるため補修をするものでございます。

第7項保健体育費、第3目学校給食費、補正額41万円は、光熱水費に不足が生じたため増額するものでございます。

以上で議案第43号の説明とさせていただきます。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 何点かお願いします。

まず、レンタサイクルステーション建設工事費なのですけれども、350万円ですよね。前のほうの歳入のほうでふるさと創造資金と秩父地域のおもてなし観光公社のほうで190万円ずつ入っているので、380万円ではないのかなと思うのです。工事費のほうが350万円だとすると、30万円どこかへほかに充当したのかどうかという点が1点。

あと1点、最後の20ページです。20、21ページのところの第一小学校費の学校管理費なのですけれども、光熱水費で57万8,000円補正が組まれています。これ、光熱水費を見ると第一小学校が総額で379万円になるはずなのです。第二小学校は181万円なのです。中学校は433万円です。消耗品のほうをちょっと今年度の予算で見ると、消耗品費というのはそれほどほとんど変わりはないわけなのです。光熱水費は随分変わりがあるのですけれども、特に私以前も教育長に質問したことがあるのですが、第一小学校さんでは熱心に教育を推進させていただいているということはいいと思うのですが、もし光熱水費ということで、多分この冬の寒いときも10時過ぎまで毎日電気がついているわけです。そういうところで暖房のお金もかかるのではないかと。太陽光発電も入れてあるわけなのですが、長瀬第一小学校のほうが多分2万円ぐらしか光熱水費として入っていないというような現状があるのですが、この57万8,000円が多分ほかのいろいろ体育館の使用とかそんなふうなことも頻度が高くなったとか、そういう理由はあると思うのですけれども、光熱水費を一小、二小、中学校を比較してみても第一小学校が余りにも多いのではないかなというふうな感じがしますので、そこのところを教育長に。教育長でも次長でも結構なのですけれども、どういう使い方なのか教えていただきたいと思います。

その2点についてお願いします。

○議長（野原武夫君） 産業観光課長。

○産業観光課長（中畝健一君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

レンタサイクル事業のサイクルステーションの事業費につきましては、補正で要求させていただいた額は建物建築費が350万円ということです。建物を建てるために建設に伴います委託業務を見込んでおりまして、それについてが約48万5,000円を見込んでおります。総計で398万5,000円ということで、助成事業の内訳で2分の1、10万円未満は切り捨てるということでもありますので、歳入分を190万円見込ませていただきました。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 教育次長。

○教育次長（若林 実君） それでは、第一小学校の光熱費の関係につきましてお答えをいたします。

光熱水費の内訳でございますが、電気料が19万4,000円、水道料が37万8,000円、それとガス代が6,000円で57万8,000円の補正ということでございます。

第一小学校は、職員が夜遅くまでいるため電気代もふえたのではないかなというようなお話をいただいたわけでございますが、年度が変わりまして教職員の異動後の4月、5月ごろ、それから学期ごとの切りかえの時期にはなれていないことや忙しさもありまして教職員の退出時間が遅くなるということもございましたが、今は校長の指導や教職員の努力もあって、それほど遅くならずには落ちついているというふうに考えております。

第一小学校は、昨年度LEDの照明器具に改修をしておりますので、昨年度の実績よりも抑えられると当初予算を見込みましたけれども、電気代がふえましたのは学校開放によりまして夜間水銀灯を使用して

おります体育館を開放しておりますけれども、その使用が4月から10月までの7カ月間で昨年度と比べますと36回ふえておりますことと、燃料費調整制度によりまして一般家庭の電気料も上がっておりますように、学校の電気料金も上がったということが主な原因でございます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第43号 平成26年度長瀬町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。



◎議案第44号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第11、議案第44号 平成26年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第44号 平成26年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を9,188万7,000円にしようとするものでございます。補正内容は、歳入では、繰入金が増額、歳出は後期高齢者医療広域連合納付金が増額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（野原寿彦君） それでは、議案第44号 平成26年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。第1条歳入歳出予算の補正予算でございますが、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ86万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,188万7,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、説明書によりご説明申し上げます。6、7ページをごらんください。

最初に、歳入でございますが、第3款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金、第2節保険基盤安定繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金の確定により86万2,000円を増額し、2,115万円とするものでございます。

次に、歳出でございますが、第2款後期高齢者医療広域連合納付金、第1項後期高齢者医療広域連合納付金、第1目後期高齢者医療広域連合納付金、第19節負担金、補助及び交付金については、保険基盤安定繰入金の確定により86万2,000円を増額し、8,891万8,000円とするものでございます。

以上で、今回補正させていただきます予算案の説明を終わります。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第44号 平成26年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。



◎議案第45号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第12、議案第45号 長瀬町副町長の選任についてを議題といたします。

平副町長の退席を求めます。

〔副町長 平 健司君退席〕

○議長（野原武夫君） 提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第45号 長瀬町副町長の選任についての提案理由を申し上げます。

長瀬町副町長平健司氏の任期は、本年12月31日をもって満了を迎えます。引き続き平健司氏を選任することについて同意を得たいので、地方自治法第162条の規定により、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議がありますので、これより質疑を行います。

5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 今町長が提案理由を述べていただきました。私は、このなぜ異議ありを言うかと申しますと、平氏が副町長になった経緯を町長もしっかりご存じだと思います。前町長が体調不良のため、どうしても副町長を置きたいということで2年前副町長を置くことに決まりました。町長は、この町長選挙で給料を50%カットし、財政健全化をさらに進めるという話の中からいって、副町長をちょうどここで期限が切れるので、引き続き副町長を頼まないで町長が1人、給料50%カットでなくても満額もらってやれという発言も議員からありました。私も同じ考えです。

それと同時に、副町長を置かずに前大澤町長は参事制度、これが財政にいいのだと。そして、県庁、あるいはいろんなところに行っても大澤町長、すごいいいことをやりましたねとあちこちで褒められたという話をこの議会でも前の町長はしておりました。そこで、この副町長の人事案件は私は引き続きお願いすることではなく、反対をしたいと思い、発言をいたしました。

町長、今まで私が言ったので、町長も聞いていない、今私が言ったのは前大澤町長、そういうわけで副町長をつくったのだから、今回町長の考えがこれでいくとずれることになりますので、しっかり答弁お願いしたいと思います。

〔「答弁じゃないでしょう」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ほかに質疑ございませんか。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 私は、一般質問で先ほど町長のほうに言いましたので、答えは聞かなくてもわかっているわけですがけれども、日本版シティーマネジャー派遣制度というのが27年から31年までの5カ年間というふうなものがあるというふうなことで、これやはり地方創生に対して予算、人事、それから情報というものを持ってきてくれるというふうなことで、我が町として地方創生に、ちょっとものがわからないようなところがありますけれども、乗っかって、長瀬町の例えば交付金が今10億ですが、皆野町は15億というふうな5億円差があります。横瀬町は8億3,000万ぐらいと、いろいろ市町村によって違いますが、こんなふうな交付金等で潤えるというふうなことになるのではないかなと。情報がとにかく来なければと。

なお、先ほど町長の答弁にありました、副町長を町村の創生で持ってきた場合には、その創生にかかわる処方箋づくりだけではないと、私はその筋から聞いております。ですから、市町村の副町長としての業務もこなしながら処方箋づくりをします。今のところ私が聞いた範囲はそういうことになっております。

ですから、ぜひそういうことで平氏は本当によくやっていると聞いています。平氏個人がどうのこうのということではなくて、以上のような理由から私は違う派遣というのをぜひやっていただきたいと。3カ月は苦しいけれども、臨時的任用とか、または町長さん1人でやっていただいて4月からということで、私は反対です。

以上です。

○議長（野原武夫君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論を許します。

5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 先ほど私は意見を申し上げましたとおり、副町長を置かずに、財政が苦しいこの町を助けるために参事制度をしいたほうがいいということで、副町長案には反対をしたいと思います。

○議長（野原武夫君） 次に、賛成討論を許します。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 長瀬町副町長に平健司氏を選任することに賛成の立場から討論いたします。

平氏は、本町に生まれまして育ち、また学び、そして仕事も町役場を選び、本町一筋の人物であります。現在は隣の本庄市児玉町に在住と聞いておりますけれども、ふるさと納税制度等を活用して長瀬町にも大いに寄与していただいていると聞きます。

また、町外者からの目というものも持っており、いろんな意見を助言をさせていただいておるといふふうにも聞いています。長瀬町のために、長瀬町民のために、また町民が主役の町政を進める大澤町長の補佐として町勢進展に欠かせない人として、副町長として平健司氏が選任されることに賛成いたします。

以上です。

○議長（野原武夫君） ほかに討論はございませんか。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 先ほども私申しましたように、これからの地方創生ということを考えて、中央とのパイプというふうなことで、ぜひ国から副町長を派遣していただくと、そういう方法をとっていただくのがよいと思って、私は反対討論をいたします。

○議長（野原武夫君） 次に、賛成討論を許します。

3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） 私は、副町長に平健司氏を推したいと思っております。

まずは、第1期目の町長の補佐役として、ぜひ活躍してもらいたいと、そういうふうにお思っております。以上です。

○議長（野原武夫君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第45号 長瀬町副町長の選任についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（野原武夫君） 起立多数。

よって、議案第45号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで退席しておりました平副町長の出席を求めます。

〔副町長 平 健司君入場〕



◎議案第46号の説明、採決

○議長（野原武夫君） 日程第13、議案第46号 長瀨町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。
提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第46号 長瀨町教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。
長瀨町教育委員会委員野村美和子氏の任期は、本年12月22日をもって満了を迎えます。ついては、後任として浅見マユミ氏を任命することについて議会の同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、この案を提出するものでございます。

浅見氏は井戸下郷区にお住まいで、幼稚園に勤務された経験があり、現在は長瀨第一小学校の放課後児童クラブで指導員として子供たちの健全育成にご尽力いただいております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、これより議案第46号 長瀨町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号は原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎総務教育常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（野原武夫君） 日程第14、総務教育常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、お手元にご配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本件について委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることは可決されました。



◎閉会について

○議長（野原武夫君） お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。会期日程はまだ残っておりますが、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。



◎町長挨拶

○議長（野原武夫君） 閉会に当たり、町長より挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 定例会の終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会では、条例改正案など9件の重要案件につきまして慎重なご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決を得ることができました。まことにありがとうございました。

これらの審議の過程でいただきましたご意見、ご提案につきましては、十分これを検討し、対応してまいりたいと存じます。

今後の予定でございますが、恒例の成人式を年明けの11日、日曜日に有隣倶楽部を会場に開催いたします。今回長瀬町で成人を迎える皆さんは65名でございます。

議員の皆様には、ご出席いただき、成人の門出を祝していただきますよう、よろしく願いいたします。

終わりに、今定例会及びことし1年の議員の皆様のご協力に対し、心より御礼を申し上げますとともに、ことしも余すところ2週間余りとなりましたが、寒さが一段と厳しくなっておりますので、ご自愛いただき、交通事故等にも十分ご注意の上、新しい年が健やかに迎えられるようご祈念申し上げ、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○議長（野原武夫君） 閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

今期定例会は、条例の改正等、町政当面の諸議案を審議いたしました。議員各位のご精励により、付議された全ての議事が終了し、閉会できますことに感謝申し上げます。

本年も余すところ2週間となりました。皆様方におかれましても、時節柄くれぐれもご自愛の上、輝かしい新年をお迎えください。

以上をもちまして、平成26年第5回長瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午後3時25分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年 3月 3日

議 長 野 原 武 夫

署 名 議 員 板 谷 定 美

署 名 議 員 野 口 健 二

署 名 議 員 関 口 雅 敬